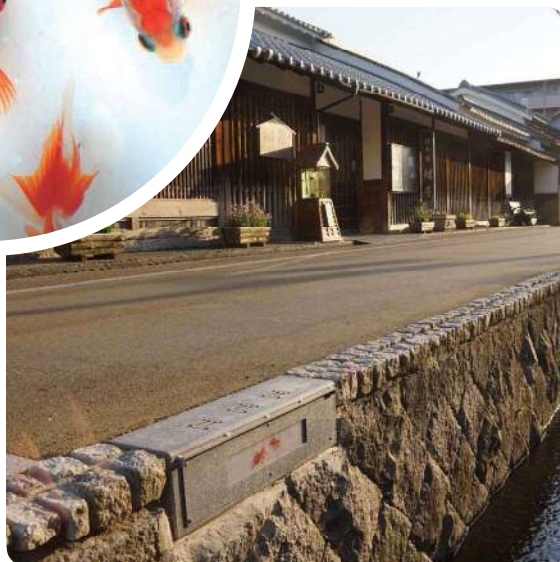


# 大和郡山市 環境基本計画(第二次)



平成30年(2018年)3月  
大和郡山市



# はじめに

---

大和郡山市長 上田 清

豊かな田園地帯、里山の雰囲気を今に残す矢田丘陵、筒井順慶や豊臣秀長によって育まれた城跡と城下町、江戸時代に伝えられた金魚、そして、近年開発された大規模な住宅地と新しい顔とも言うべき昭和工業団地。私たちの大和郡山市は、素晴らしい自然環境と歴史的な伝統や文化を育み、発展を続けてきました。

本市では、平成13年12月に制定した「大和郡山市環境基本条例」に基づき、「大和郡山市環境基本計画」を平成14年4月に策定し、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

しかし、天然資源の枯渇や地球温暖化、生物多様性の喪失など地球規模の環境問題は、依然として深刻な状況にあり、国際社会の協調・連携とともに市民、事業者、行政が一体となり、それぞれが役割に応じた行動をとっていくことが強く求められています。

こうした観点から、このたび、地球温暖化などの環境問題をめぐる社会状況等の変化に対応し、より具体性・実効性の高い計画とするため、環境基本計画の改定を行いました。本計画では、市民、事業者、行政の役割と責務を明らかにするとともに、各主体間の協働を推進することで望ましい環境像の実現を図っていきます。

より良い環境の創造に向けて皆様方の一層のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました「大和郡山市環境審議会」の委員の方々、アンケート調査にご協力いただいたの方々並びに貴重なご意見をいただいた方々に厚くお礼を申し上げます。

平成30年3月

— 目 次 —

第1章 環境基本計画（第二次）の策定にあたって	1
1. 環境基本計画とは	1
(1) 根拠	1
(2) 大和郡山市環境基本計画（第二次）の策定経緯	1
(3) 本計画の位置づけ	1
(4) 計画の期間	2
(5) 計画の対象範囲	2
(6) 計画の構成	2
2. 環境施策の動向	3
(1) 国の動向	3
(2) 奈良県の動向	3
(3) 大和郡山市の動向	3
3. 計画を推進していくための各主体の役割と責務	4
第2章 大和郡山市の環境の現況と課題	5
1. 大和郡山市の環境の現況	5
(1) 地勢	5
(2) 気象	5
(3) 人口・世帯数	5
(4) 産業	6
(5) 土地利用	7
(6) 交通	7
(7) 自然環境に係る現況	8
(8) 生活環境に係る課題	11
(9) 地球環境に係る現況	15
(10) 参加・協働環境に係る現況	17
2. 環境に対する市民等の意見	19
(1) 環境に対する一般市民・学生の意見	19
(2) 環境に対する事業者の意見	21
3. 大和郡山市の環境課題	23
(1) 自然環境に係る課題	23
(2) 生活環境に係る課題	24
(3) 地球環境に係る課題	25
(4) 参加・協働環境に係る課題	26
第3章 基本理念・望ましい環境像・環境目標	27
1. 基本理念	27
2. 望ましい環境像	28
3. 環境目標	29

第4章 目標実現に向けた取り組み.....	31
1. 環境施策及び環境配慮行動指針.....	32
(1) 自然環境.....	32
(2) 生活環境.....	35
(3) 地球環境.....	38
(4) 参加・協働環境.....	41
2. 地域別環境配慮行動指針.....	43
(1) 北部地区.....	44
(2) 南部地区.....	46
(3) 東部地区.....	48
(4) 西部地区.....	50
(5) 中央部地区.....	52
第5章 計画の推進体制と進行管理.....	54
1. 計画の推進体制.....	54
2. 進行管理指標.....	55
資料編	
資料1 計画策定までの経緯.....	57
資料2 大和郡山市環境審議会委員名簿.....	57
資料3 大和郡山市環境基本条例.....	58
資料4 用語解説.....	60

# 第1章 環境基本計画（第二次）の策定にあたって

## 1. 環境基本計画とは

### (1) 根拠

環境基本計画とは、環境の保全と創造に係る施策を総合的かつ計画的に推進するために「大和郡山市環境基本条例」第8条の規定に基づき策定するものです。

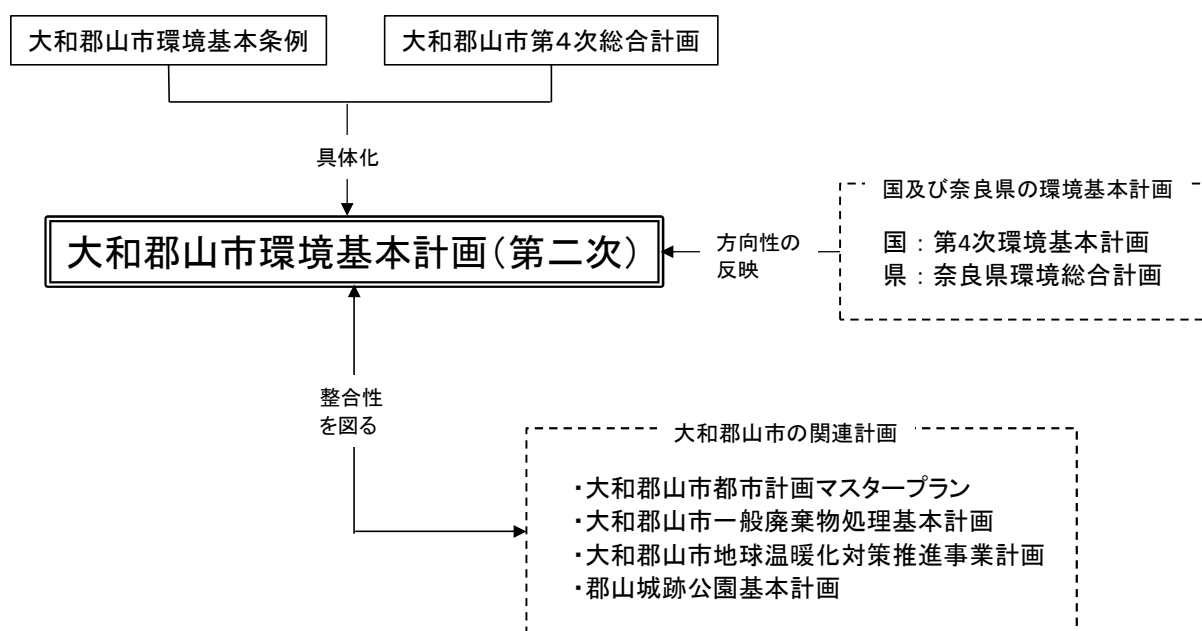
### (2) 大和郡山市環境基本計画（第二次）の策定経緯

大和郡山市では、平成14年4月に「大和郡山市環境基本計画」（以後「前計画」とします。）を策定し、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「参加・協働環境」という4つの観点から環境保全に係る取り組みを進めてきましたが、前計画策定から14年の歳月が経過し、環境をめぐる情勢が大きく変化してきたことを受け、これらの変化に対応した、大和郡山市環境基本計画（第二次）（以後「本計画」とします。）を策定することとなりました。

### (3) 本計画の位置づけ

本計画は、「大和郡山市環境基本条例」第8条の規定に基づき、環境の保全と創造に関する施策を推進するための基本的な計画として定めるものです。

また、まちづくりの基本方針を示した「大和郡山市総合計画」を環境面から具体化した、本市における環境施策に関する最も上位の計画として、環境の保全等に関する長期的な目標及び施策の方向性を定める基本方針となるものです。



#### (4) 計画の期間

計画の期間は平成 30 年度（2018 年度）から平成 39 年度（2027 年度）までの 10 年間とします。

計画期間中は、施策の進捗状況の把握を行い、計画が適正に進行しているか確認を行い、見直しが必要な際は、その都度修正を加えながら計画を推進します。

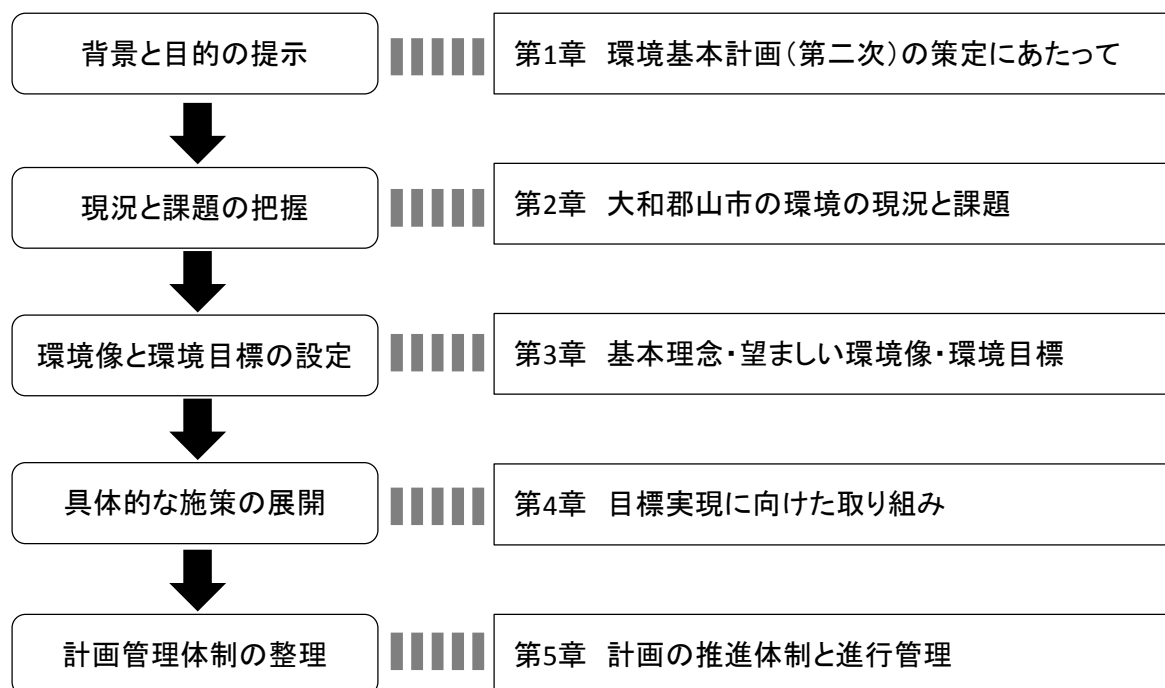
#### (5) 計画の対象範囲

本計画では大和郡山市を取り巻く環境を、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「参加・協働環境」の4つの分野に分けて定義します。

環境の分野	分野を構成する要素
自然環境	山林、農地、水辺（河川、ため池等）、生態系
生活環境	公害対策（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動等）、景観、環境美化、緑化、歴史・文化
地球環境	省エネルギー、フロン類、省資源、リサイクル、再生可能エネルギー
参加・協働環境	環境保全活動、環境学習・教育

#### (6) 計画の構成

本計画の構成及び各章の内容を以下に示します。



## 2. 環境施策の動向

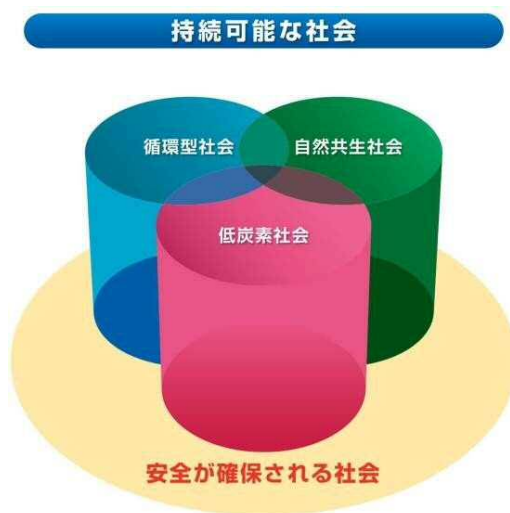
前計画策定以降に策定された国、県、市の主要な関連計画を以下に示します。

### (1) 国の動向

国では、平成 24 年 4 月に「第 4 次環境基本計画」が策定されました。

「第 4 次環境基本計画」では、地球温暖化の進行、廃棄物問題、生物多様性の衰退、東日本大震災に端を発する放射性物質による環境汚染やエネルギーの需給問題など国全体として環境保全への新たな対応が求められていることを受けて、「安全」が確保されることを前提とした持続可能な社会の考え方、人づくりや地域づくりなど近年の社会情勢を踏まえた改定が行われました。

また、平成 28 年 5 月に「地球温暖化対策計画」が策定され、気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された「パリ協定」の取り決めに対応すべく、「平成 42 年度までに、平成 25 年度比で、温室効果ガスの排出を 26%削減」の達成に向けた取り組みを示しました。



第 4 次環境基本計画では、「目指すべき持続可能な社会の姿」として、「安全」が確保されることを前提として、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会と定義しています。

### (2) 奈良県の動向

奈良県では、平成 28 年 3 月に「奈良県環境総合計画（2016-2020）」が策定されました。

「奈良県環境総合計画（2016-2020）」では、誰もが安心して快適に暮らすことのできる「住んで良し」、「訪れて良し」の奈良県の実現に向けて、奈良県ならではの美しい景観や持続可能な社会を構築するため、奈良県独自の事業推進スキーム「奈良モデル」による施策・事業の推進を図るとともに、多様な主体が連携・協働する“オール奈良”による全県的な実践活動が展開され、これらの取り組みが「きれいに暮らす奈良県スタイル」として定着することを目指しています。

### (3) 大和郡山市の動向

大和郡山市では、平成 28 年 3 月に「大和郡山市第 4 次総合計画」を策定しました。

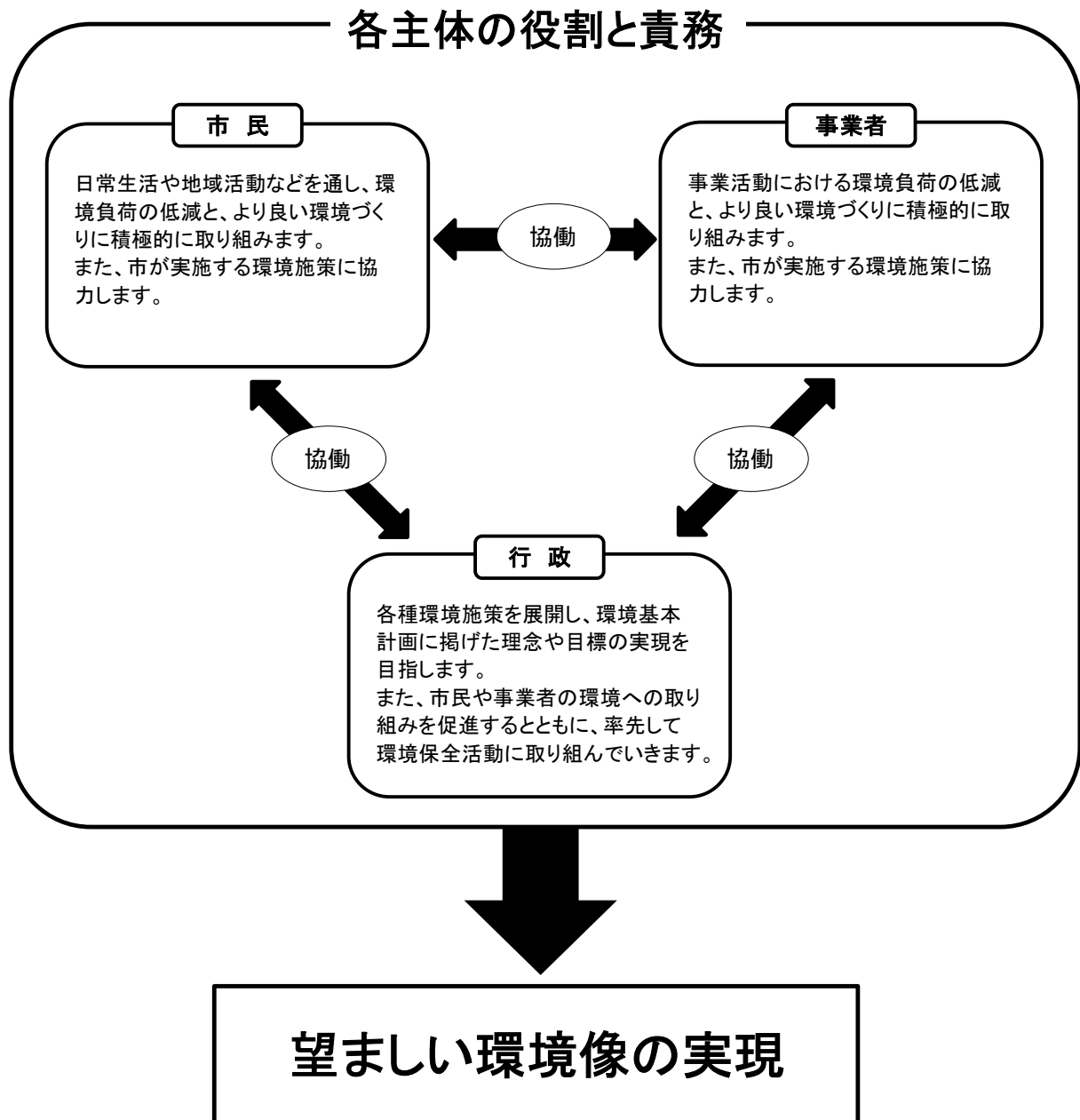
「大和郡山市第 4 次総合計画」では、まちの将来像を「あふれる夢と希望と誇り 暮らしてみたくなる 元気城下町(やまここおりやま)」と定めており、この実現に向けた施策を 5 分野に分けて体系化しています。環境に関する施策についても多分野にわたって位置づけられており、環境基本計画においては、これらの基本方針に添って施策を具体化していくこととなります。



### 3. 計画を推進していくための各主体の役割と責務

良好な環境を保全・創造していくためには、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれが役割に応じた行動をとっていくことが重要です。

そのため、本計画では市民、事業者、行政の役割と責務を明らかにするとともに、各主体間の協働を推進することで望ましい環境像の実現を図っていきます。



## 第2章 大和郡山市の環境の現況と課題

本章では、大和郡山市の環境に関する取り組みを推進する上での前提条件として、市の概況や環境の現況、市民等の環境に関する意識及び本市における環境課題を整理します。

### 1. 大和郡山市の環境の現況

#### (1) 地勢

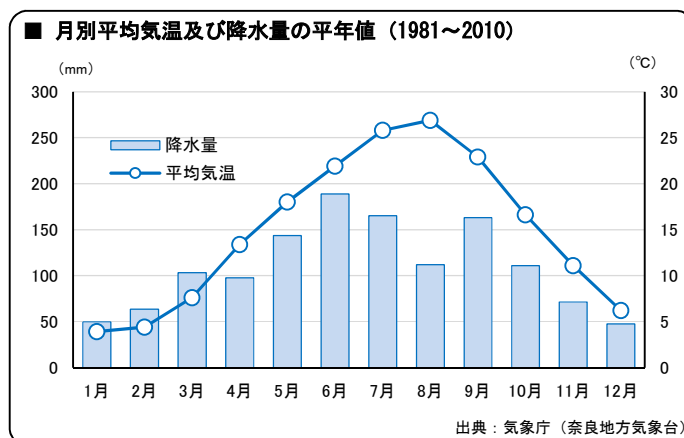
大和郡山市は奈良県北部に位置し、東西 9km、南北 7km の広がりを持ち 42.68k m<sup>2</sup>の面積を有しています。

大阪から直線距離で約 25km、京都から約 40km の距離にあり、そのアクセス性の高さから京阪神地区における中堅都市として発展を遂げてきました。また、昭和工業団地をはじめとする内陸性の工業団地が形成されている一方で、郡山城を中心とする城下町として繁栄してきた経緯から、多くの文化遺産や自然環境が現存しています。

#### (2) 気象

大和郡山市の気候は瀬戸内海性気候と内陸性気候の影響を受けており、比較的温暖で一日の寒暖の差が大きいという特徴をもっています。また、奈良盆地の北部に位置していることから、夏は蒸し暑く、冬は冷え込むといった盆地特有の気候を有しています。

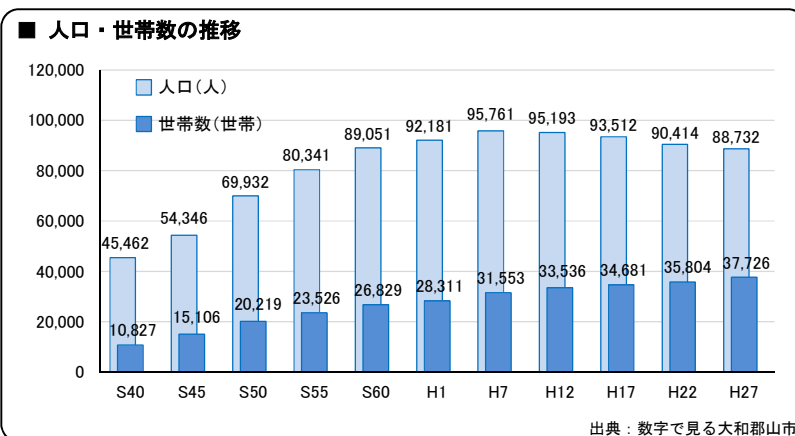
年間降水量は 1300 mm 程度と、全国平均より 400 mm 程度少ないという特徴をもっています。



#### (3) 人口・世帯数

人口は昭和 40 年以降、増加を続けていましたが、平成 7 年頃をピークに近年では緩やかな減少傾向が続いています。

一方、世帯数は増え続け、核家族化が進行していることがうかがえます。

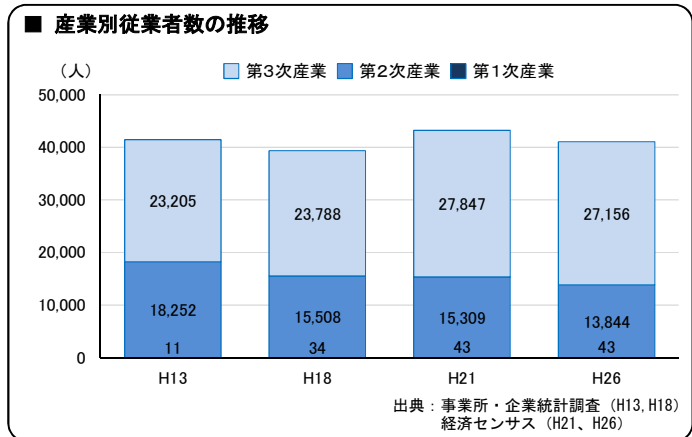


## ■ (4) 産業

### ① 産業別事業従事者数

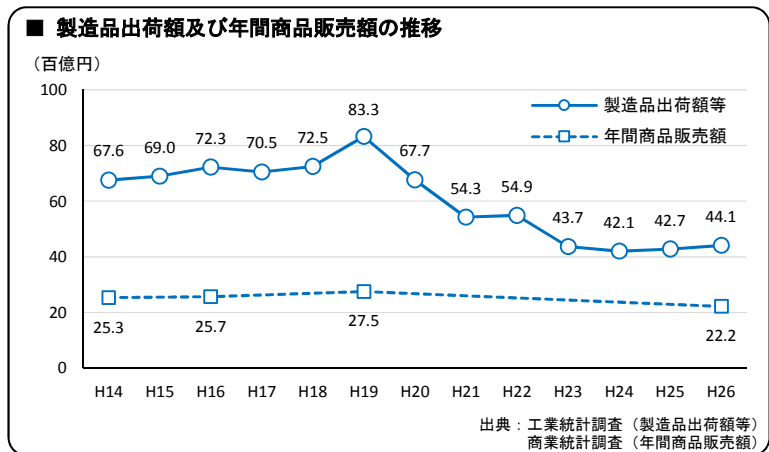
市内の従業者数は4万人前後で推移しています。

産業別従業者数の推移を見るとサービス業や卸売・小売業等の第3次産業が増加傾向にあるのに対し、製造業等の第2次産業が減少傾向にあります。



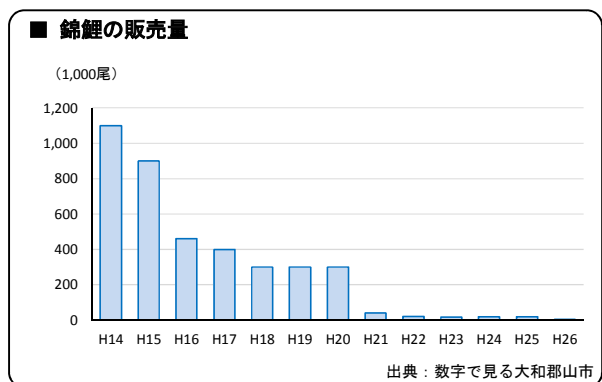
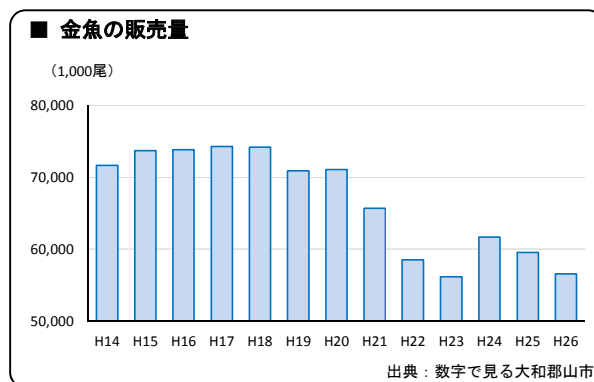
### ② 工業・商業

大和郡山市の産業は、金魚養殖などの伝統産業、奈良県下で最大の規模を誇る工業に加え近郊農業、商業などで構成されていますが、近年では工業及び商業ともに減少傾向にあります。



### ③ 漁業

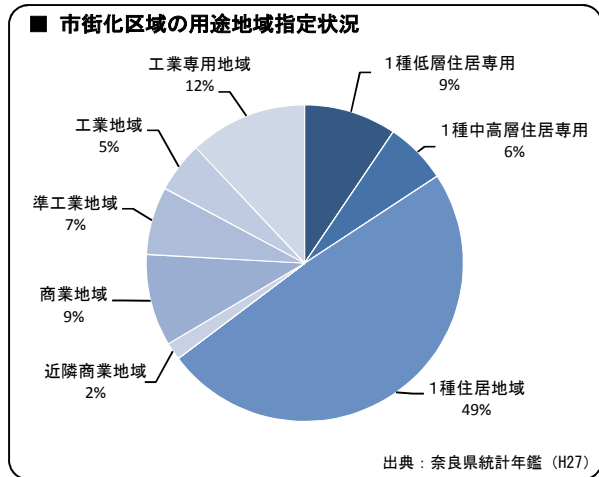
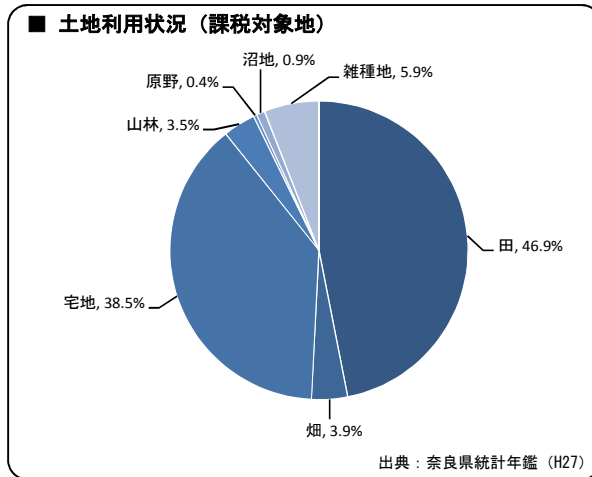
本市の漁業は金魚の養殖業が主になっていますが、全国的な需要の低下、他の生産地の台頭などにより、近年では、金魚の販売量は減少傾向にあります。また、錦鯉に関しても近年販売量が減少しており平成26年度では平成14年度の1/100以下に減少しています。



## (5) 土地利用

土地利用状況を見ると、課税対象地のうち約 5 割が田畑、約 4 割が宅地として利用されています。

市の全域が都市計画区域であり、そのうち約 3 割が市街化区域に指定されています。また、市街化区域のうち約 6 割が住居系の用途地域に指定されており、約 3 割が工業地域に指定されています。

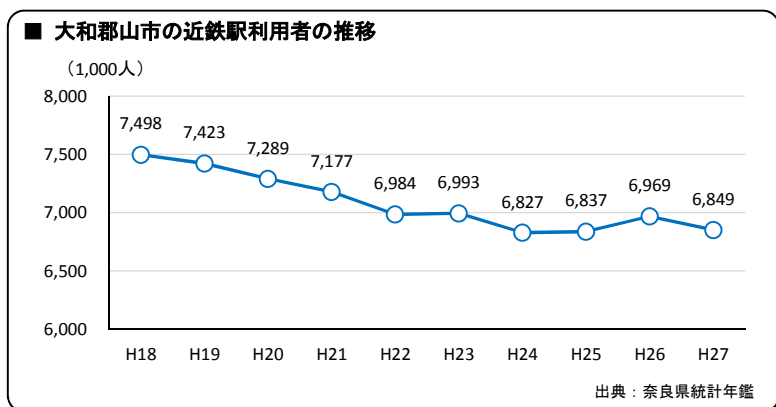


## (6) 交通

本市の交通は、市域を南北に縦断するように鉄道が位置し、JR 関西本線の 2 駅、近鉄橿原線の 5 駅があるほか、鉄道を補完する路線バスやコミュニティバスが整備されており、市街地における交通の利便性は総合的に見て高いと言えます。

また、市では、平成 28 年に策定した「近鉄郡山駅周辺地区まちづくり基本構想」に基づき、近鉄郡山駅周辺地区の一体的なまちづくりをめざしています。

一方、市街地を離れるにつれ公共交通の整備が不十分になり、意識調査でも公共交通の利便性の低さが問題であるという意見が多数見られました。また、近年では鉄道利用者が減少傾向にあり、市域における公共交通の衰退が懸念されています。



## (7) 自然環境に係る現況

### ① 山林

大和郡山市の西部には、標高315mの松尾山を中心とした山地（矢田丘陵）が広がり、主に落葉樹林や植林地等からなる山林が形成されています。

山地の大部分は県立矢田自然公園に指定されており、公園の一部は、峠池周辺の芝生広場「子どもの森」として供用されているほか、矢田寺や松尾寺等の史跡名刹が点在しており、これらを結ぶ遊歩道とともに、近隣住民の憩いの場として親しまれています。

また、松尾寺北方には、花崗岩の窪地に落ち葉や枯れ木がたまってできた松尾湿原があり、食虫植物や湿原植物などの多種多様な植物の群落が見られるなど、生物多様性の観点からみても重要な場所となっています。

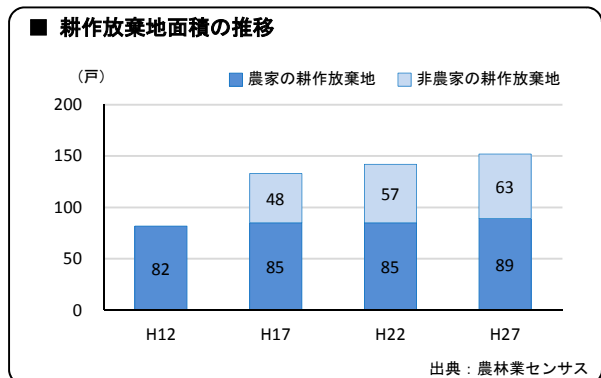
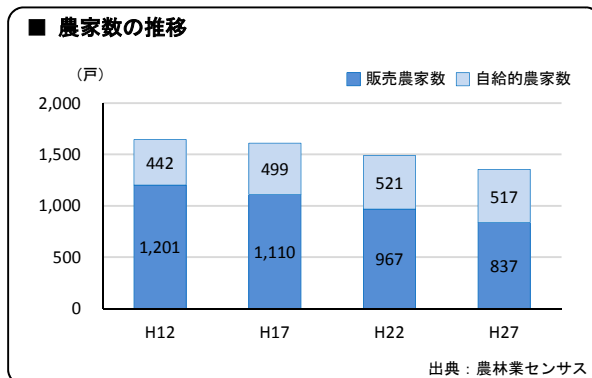
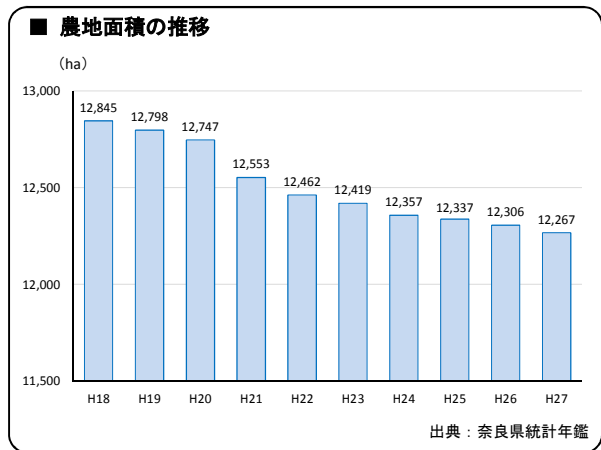
一方、山林の一部では、人の手による管理の不足により森林の荒廃や、ナラ枯れ、竹林の繁茂などの問題が顕在化しています。

### ② 農地

大和川水系佐保川及び富雄川を中心に広がる水田や畑等の農耕地は市域の約5割の面積を占めており、近隣の農村集落と相まってのどかな田園風景を形成しています。

これらの農地には、人間の生産活動を中心とした独自の生態系が根付いており、生物多様性の観点からも重要な場所になっていますが、近年では農地の減少に伴う動植物の生息・生育環境の縮小が進行している状態にあります。

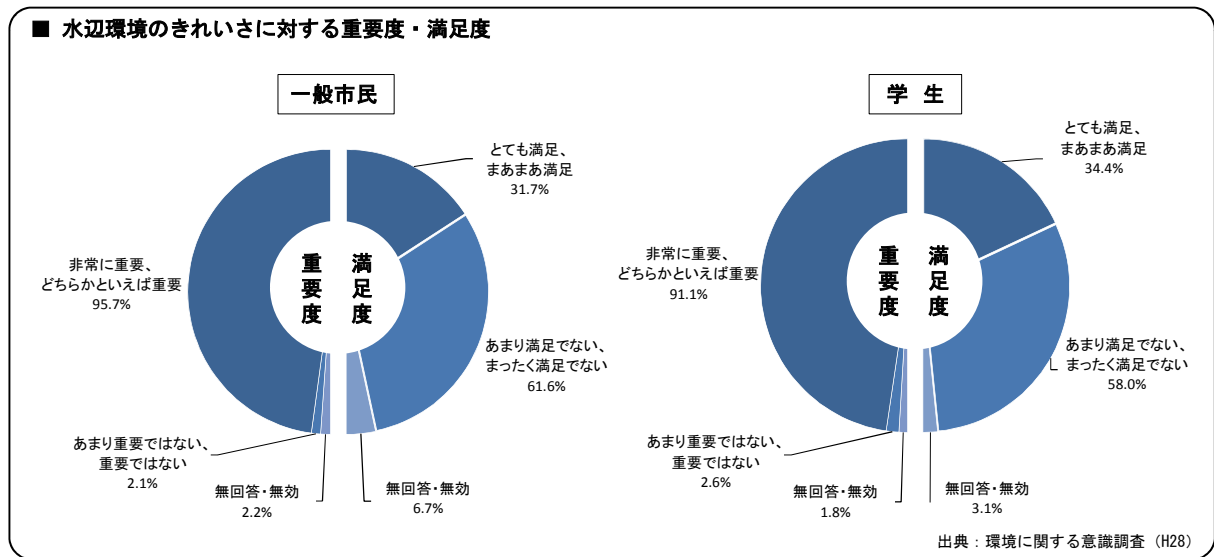
また、残存している農地についても、農家数の減少に伴う耕作放棄面積の増加が進んでいるほか、過剰繁殖したシカやイノシシ等の在来種、アライグマ等の外来生物による農作物被害が多数確認されており、農地をめぐる生態系への影響が懸念されています。



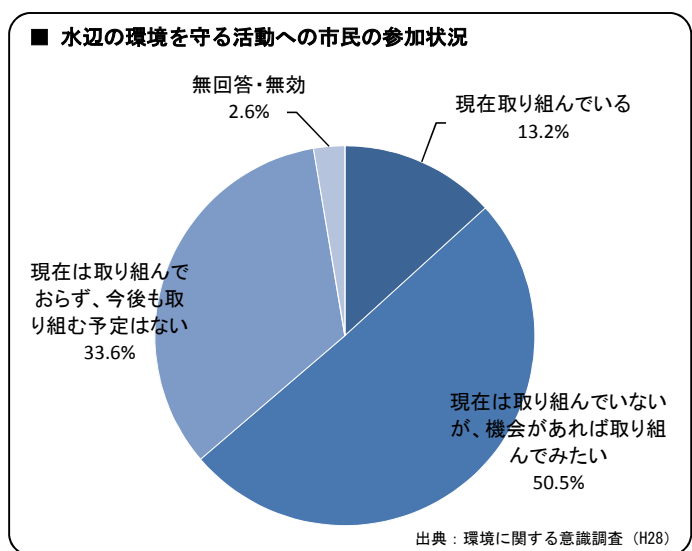
### ③ 水辺

大和郡山市には市の北から南に流れる佐保川・富雄川を主流とした多くの支流が流れているほか、市中央部を中心に多くのため池や金魚池が存在しており、市民が水辺環境と接する機会が多いことが特徴の一つとなっています。

一方、これら水辺環境のきれいさについて、意識調査を行ったところ、満足（「とても満足」、「まあまあ満足」）と回答した人の割合は市民、学生ともに4割を下回っており、特に河川敷の不法投棄や雑草の繁茂、上流から流れてくるごみなどが問題であるという意見が多数見られました。



市民における水辺の環境を守る活動について意識調査を行った結果、実際に行動を起こしている人（水辺の環境を守る活動へ参加している人）の割合は、全体の1割程度に留まっており、約半数の人は機会があれば取り組みたいと回答していることから、活動に興味がある人たちに対して、活動のきっかけとなる機会が十分に提供されていない状況にあることがわかります。



#### ④ 動植物の生息・生育環境

大和郡山市の自然環境は、西部の山林、平地部の農地や緑地、河川やため池などの水辺環境と、これらの相互ネットワークで構成されており、それぞれの環境に多様な動植物が生息・生育しています。

「奈良県版レッドデータブック」によると、ウズラやハチクマ等の鳥類、アオヤンマ等の昆虫類、ヌマムツ、ギギ等の魚類など希少な生物の生息が確認されており、これらを含めた多くの生物が互いに影響を与え合うことで豊かな生態系を形成しています。

また、これらの生態系は、矢田丘陵周辺のゲンジボタルの飛翔地や、佐保川沿いの渡り鳥の飛来地などの景観を作りだしており、地域の魅力を高める重要な要素の一つとなっています。

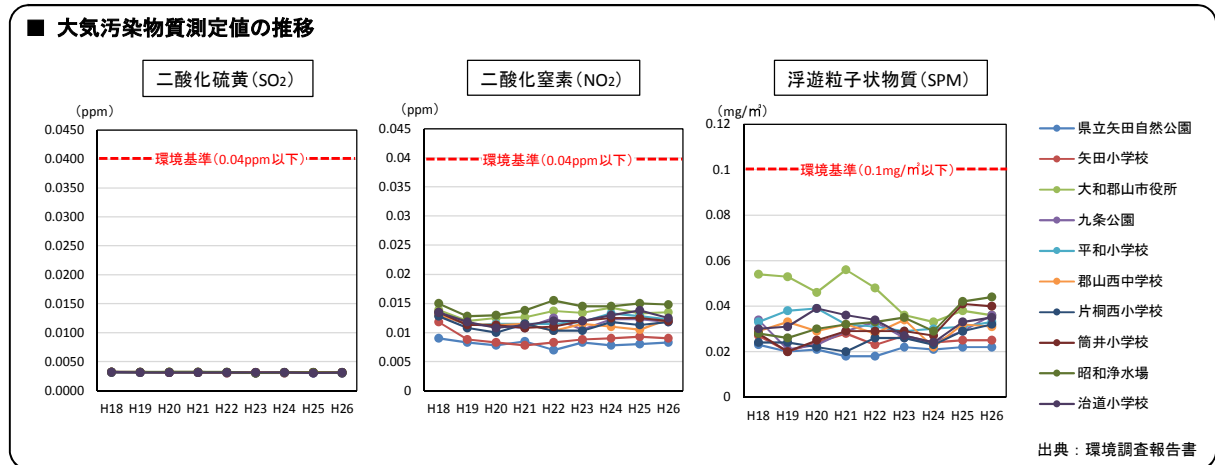
一方で、生態系に好ましくない影響を与える動植物の増加も見られ、近年では特にアライグマの増加が問題になっています。

また、開発行為による野生動物の生息環境の減少や、人による自然への働きかけの減少などにより、生態系の衰退が懸念されています。

## (8) 生活環境に係る課題

### ① 大気

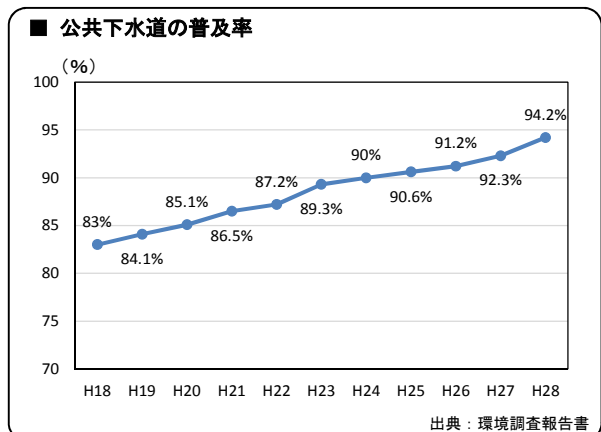
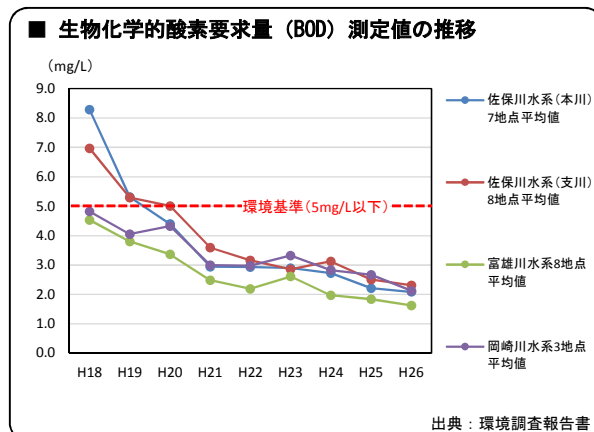
大和郡山市では、市内 10 地点で大気測定を定期的に行っており、平成 18 年度から平成 26 年度に至るまで、二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）、二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）、浮遊粒子状物質（SPM）で環境基準を達成しています。



### ② 水質

大和郡山市では、佐保川水系（本川）で 7 地点、佐保川水系（支川）で 8 地点、富雄川水系で 8 地点、岡崎川水系で 3 地点（合計 26 地点）の水質測定を定期的に行っており、河川の汚濁を示す指標である BOD（生物化学的酸素要求量）の値は、平成 23 年度以降、全ての測定地点で環境基準を達成しています。

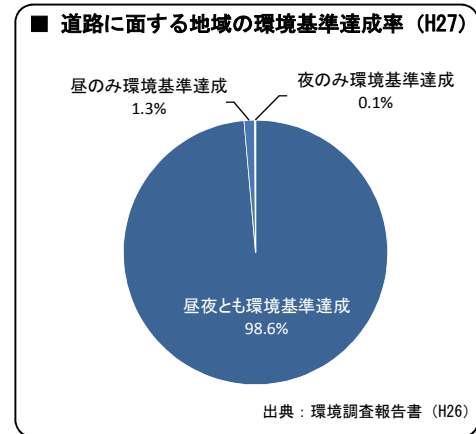
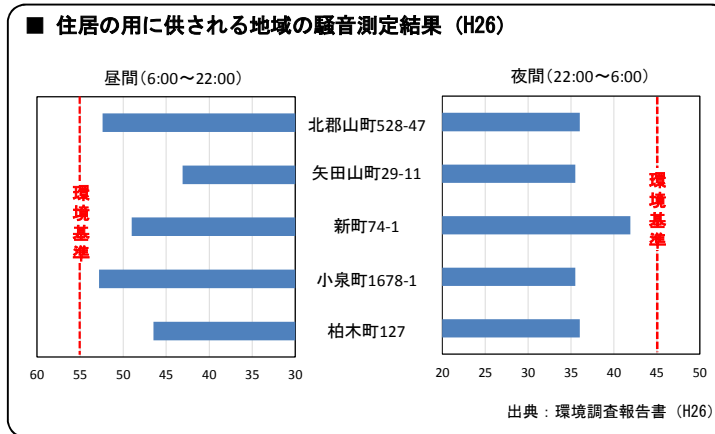
また、下水道設置計画地の公共下水道の普及率も平成 28 年度には 94.2%に達しており、公共用水域の水質改善が進んでいることが分かります。





### ③ 騒音・振動

大和郡山市内の生活環境は概ね静穏が保たれていますが、意識調査によるとカラオケ、ピアノ、ペットの鳴き声などに起因する過度な生活騒音や迷惑車両の排気音、工場・事業所の操業に起因する騒音などが問題であるという意見が多数見られました。



### ④ 土壌

一定規模以上の工事や有害物質を使用する工場の廃止時には土壌汚染調査が実施されています。また、汚染が確認された場合は、汚染除去や拡散防止など適切な措置を実施するように指導しています。

地下水については、継続した調査が実施されており、近年新たな汚染などは確認されていません。

### ⑤ 化学物質

土壌、大気、河川、地下水を対象にダイオキシン類の調査が経年的に実施されており、いずれの場所でも安全性が確認されています。

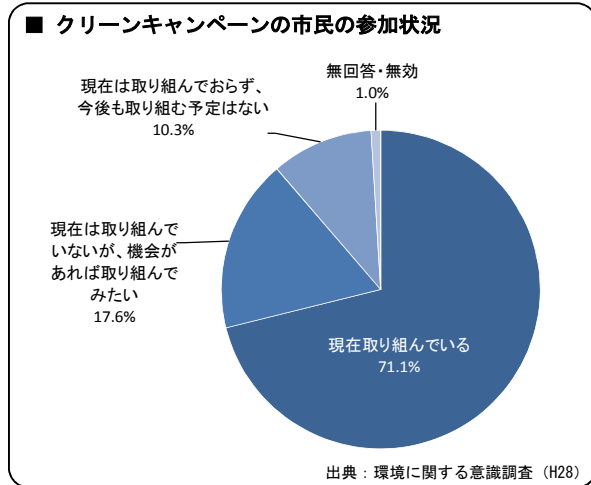
## ⑥ 景観

本市には、郡山城を中心とする城下町、中世の姿を今に残す環濠集落、飛鳥・奈良時代の古刹、江戸時代から受け継がれる金魚池など、特徴的な歴史的景観を多数有するほか、市域に広がる水田を中心とした田園景観や市の西部に広がる矢田丘陵などみどりの景観、商業・業務機能が集積した市の中心部の市街地景観、落ち着いた佇まいの住宅地の景観など、地域ごとに特徴のある多様な景観を持っています。

こうした景観を保全するとともに、自然や歴史と調和した豊かな景観を形成するため、平成 16 年に「大和郡山市景観形成ガイドライン」を策定し、それぞれの地域にふさわしい景観形成をめざしています。また、本市のシンボルである郡山城周辺については、平成 23 年に「郡山城跡公園基本計画」を改定し、歴史的文化的遺産を活かした観光及び交流の場として整備を進めています。

まちの美観については、平成 17 年に「大和郡山市美しいまちづくり条例」を制定し、ポイ捨ての防止に取り組むとともに、春期と秋期の 2 回、地域一斉清掃活動「クリーンキャンペーン」を実施しており、現在では 7 割以上の市民が参加するようになりました。

一方、道路や空地、河川などのポイ捨てや悪質な不法投棄は、未だ解決には至らず、まちの景観を損なう要因の一つとなっています。



## ⑦ 緑化

身近なみどりである公園や緑地は、生活空間に潤いや安らぎを与えているほか、市内に点在する社寺林や巨木は、地域のシンボルや信仰の対象として大切に守られています。

市では、これら公園・緑地の充実に向けて、「大和郡山市緑の基本計画」に沿った公園・緑地等の体系的な整備を図ってきました。

また、市民においても公園の除草や樹木の剪定、市内の代表的な巨木・老樹の調査、庭先の緑化など、緑の保全や創出に向けた取り組みが活発に行われています。



巨樹巨木調査の様子

## ⑧ 歴史・文化

大和郡山市の歴史は古く、市内には小泉大塚古墳や割塚古墳など古墳時代の遺構や、飛鳥・奈良時代に創建された矢田寺や松尾寺、延喜式神名帳に記載された矢田坐久志玉比古神社など、千年以上を経た由緒ある神社・仏閣などが数多くあります。また、平城京へ至る古道「下ツ道」が市内を縦走し、その道沿いには平城京の城門である羅城門跡、環濠集落の姿を今に残す稗田環濠など、特色ある史跡が残されています。

市のシンボルである郡山城は戦国時代に筒井順慶により築城され、天守郭などの城郭中心部は県の史跡に指定されているほか、城跡一帯は公園として整備され、市民に親しまれています。

また、江戸時代に栄えた金魚の養殖文化や、紺屋町を中心とする歴史的なまち並みなど、市民生活の身近な場所にも、本市の歴史・文化を感じることができます。

これらの歴史・文化の保護・継承に向けて、市では、埋蔵文化財発掘調査や古文書調査、指定文化財の保存修理に加え「こおりやま歴史フォーラム」等の普及啓発活動を行っています。

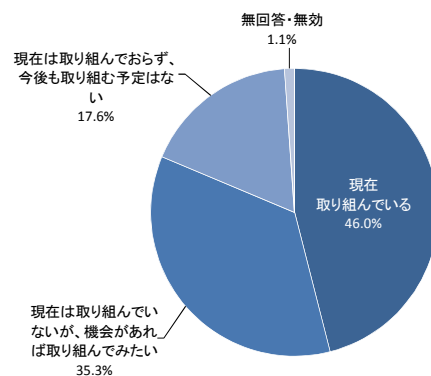
また、地域ごとに祭りや伝統行事などの歴史・文化的イベントが行われており、意識調査によると市民の約半数がこれらの行事に参加しています。

### ■ 大和郡山市に現存する国指定重要文化財の建造物

名称	所在地
額安寺五輪塔	大和郡山市額田部寺町(額安寺境内)
春日神社本殿	大和郡山市矢田町(春日神社境内)
旧岩本家住宅	大和郡山市矢田町545番地(大和民俗公園構内)
旧臼井家住宅	大和郡山市矢田町545番地(大和民俗公園構内)
小泉神社本殿	大和郡山市小泉町(小泉神社境内)
五輪塔覆堂	大和郡山市長安寺町463番地
慈光院	大和郡山市小泉町
松尾寺本堂	大和郡山市山田町(松尾寺境内)
矢田坐久志玉比古神社	大和郡山市矢田町

出典：国指定文化財データベース

### ■ 歴史・文化的イベントの市民の参加状況



出典：環境に関する意識調査 (H28)

## |(9) 地球環境に係る現況

### ① 地球温暖化

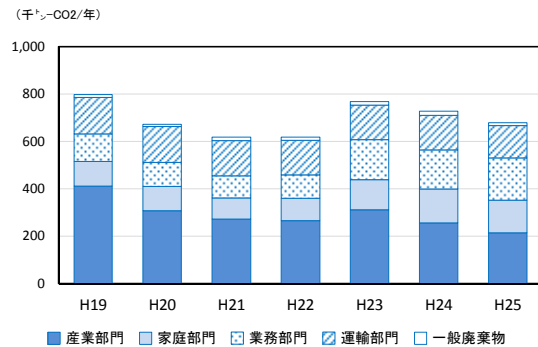
大和郡山市における温室効果ガスの排出量は減少傾向にあり、特に産業部門における低減が顕著になっている一方で、家庭や事業活動に起因する排出量は増加傾向にあります。

市では「地球温暖化対策推進事業計画」を策定し、エネルギー消費量の削減や、公共施設における再生可能エネルギーの導入を促進しています。

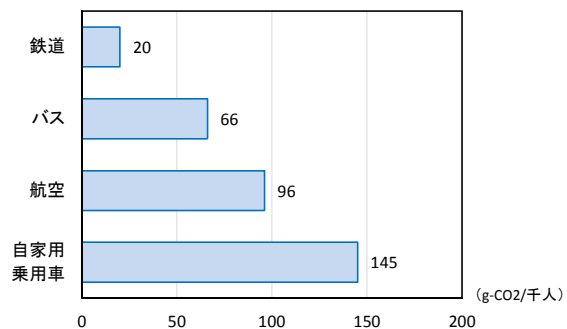
二酸化炭素の数百～一万倍以上の温室効果を持つフロン類については、平成27年4月に施行された「フロン排出抑制法」により、廃棄時だけではなく生産、使用、廃棄の全ての段階において適切な管理が義務づけられました。

また、近年では輸送量あたりの二酸化炭素排出量の少ない鉄道やバスなどの公共交通の利用者が減少傾向にあり、この状態が続けば公共交通の衰退が進み、マイカーを利用せざるを得ない人が増加し、温室効果ガス排出量のさらなる増加につながるのではないかと懸念されています。

■ 大和郡山市の温室効果ガス排出量の推移



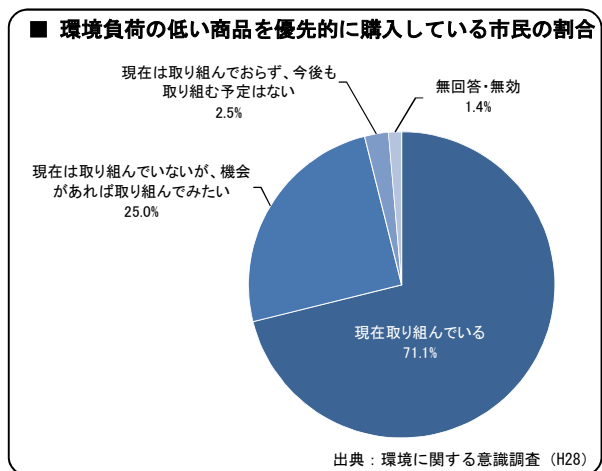
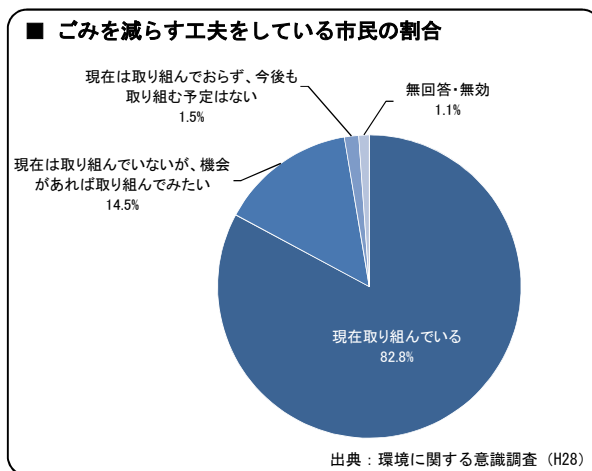
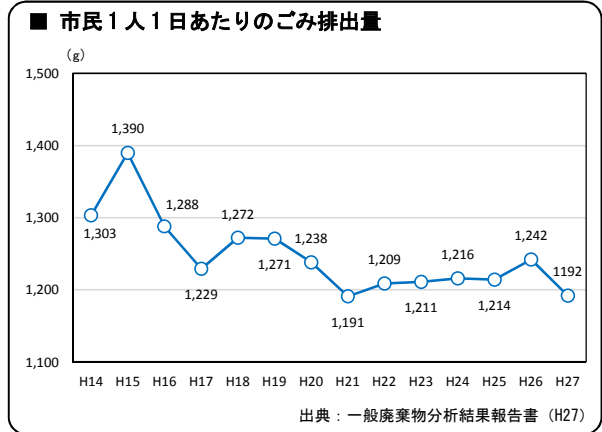
■ 輸送量あたりの二酸化炭素排出量



## ② 資源循環

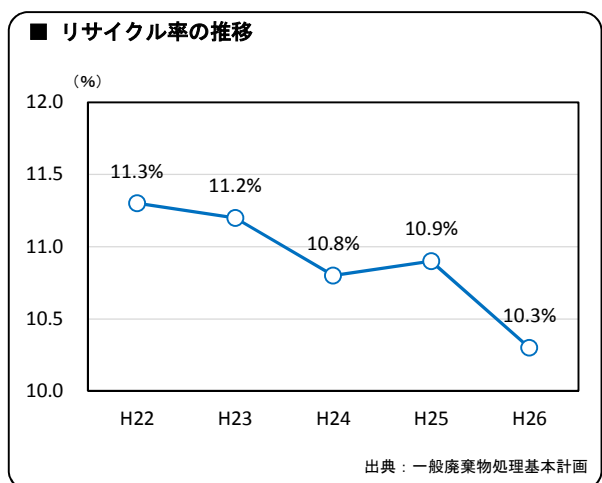
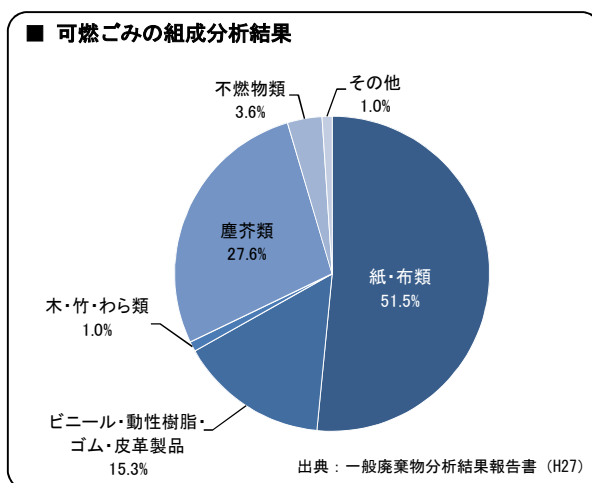
大和郡山市における 1 人 1 日あたりのごみの排出量は平成 21 年頃まで減少傾向にありましたが、その後はほぼ横ばいでの推移が続いています。

市民においてもエコバッグの使用や過剰包装を断る等のごみを減らす工夫や環境負荷の低い商品を優先的に購入するなど、省資源化の取り組みが活発に行われており、ごみ減量化に向けた意識の高さが表れています。



一方、可燃ごみの組成を見ると、紙・布類が多く含まれており、ごみの分別回収が徹底されていないほか、3 割近くを占める塵芥類の中には、食べられずに捨てられてしまう「食品ロス」も多く含まれていると考えられます。

また、リサイクル率は経年的な減少傾向にあり、平成 26 年度では 10.3%と国及び奈良県の目標値である 25.0%を大きく下回っている状態にあります。



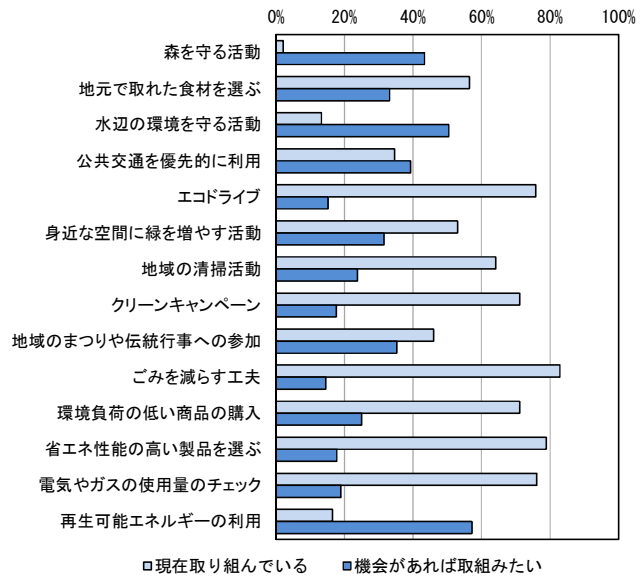
## (10) 参加・協働環境に係る現況

### ① 市民参画

意識調査によると、多くの市民が、すでに多様な環境保全活動に取り組んでいることが分かります。

特に「エコドライブ」や「ごみを減らす工夫」などの日常生活においてすぐに実践できるものに関しては約8割の市民が取り組んでおり、現況では取り組んでいる人の少ない「森を守る活動」や「再生可能エネルギーの利用」などの項目についても機会があれば取り組みたいと多数の人が回答しているなど、環境保全活動に対する関心の高さが表れています。

■ 環境保全活動の取り組み状況

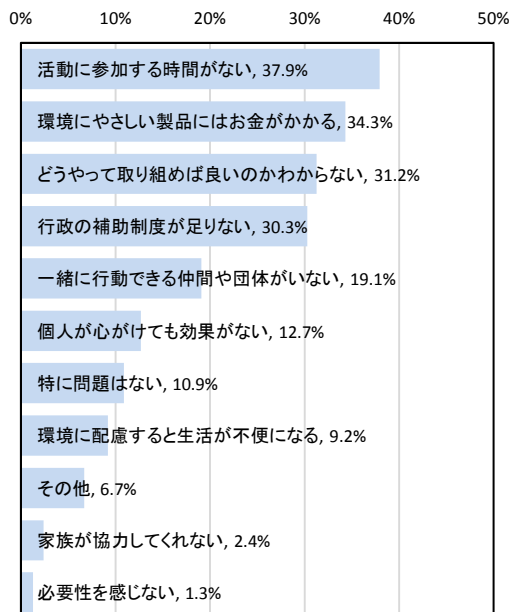


出典：環境に関する意識調査（H28）

これらの環境保全に向けた取り組みを実行しようとする際の問題として、時間、お金、情報などの不足が指摘されています。

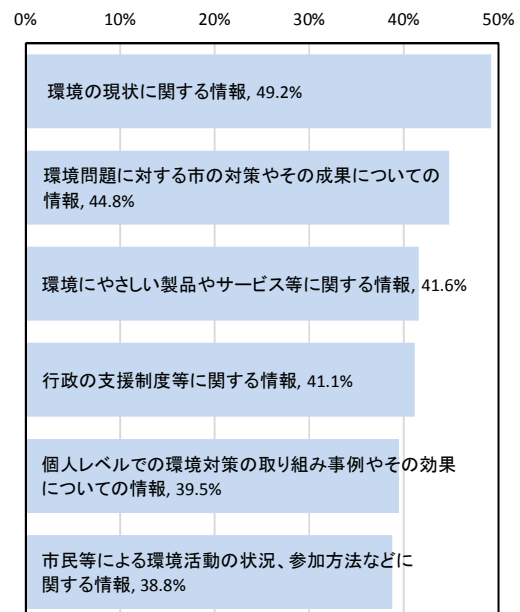
また、環境に配慮した行動に取り組む際に必要となる情報については、環境の現状に関する情報が最も多く、その他の情報についても同様に必要性が指摘されています。

■ 環境保全活動に取り組む際の問題点



出典：環境に関する意識調査（H28）

■ 環境保全活動に取り組む際に必要となる情報



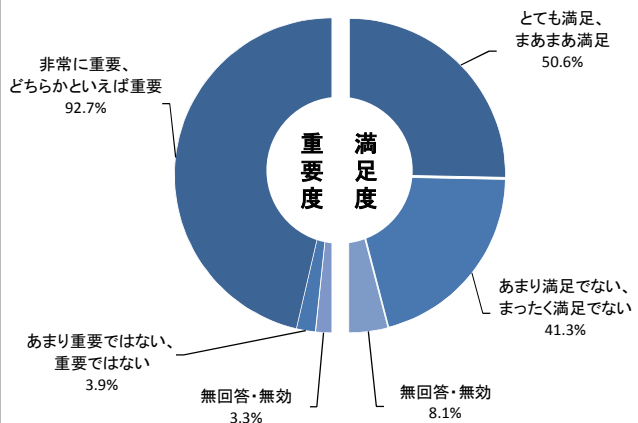
出典：環境に関する意識調査（H28）

## ② 環境学習

意識調査によると、市民の環境学習に対する重要性の認識は高く、約半数の市民は満足しているものの、約4割は満足していないと回答しており、環境学習の場や機会の提供に改善の余地が残されていると考えられます。

また、学んでみたいと思う内容としては、省エネルギーやリサイクルなど日常生活に直結する環境問題や、地域の環境問題などが多く、学びの機会としては、イベントなど気軽に参加できるものや、地域での出前講座、体験等のニーズが多く見られます。

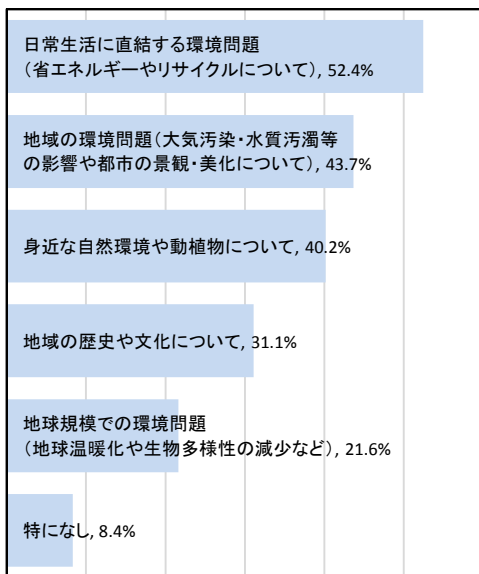
■ 地域・学校での環境学習の満足度・重要度



出典：環境に関する意識調査（H28）

■ 学んでみたい環境学習の内容

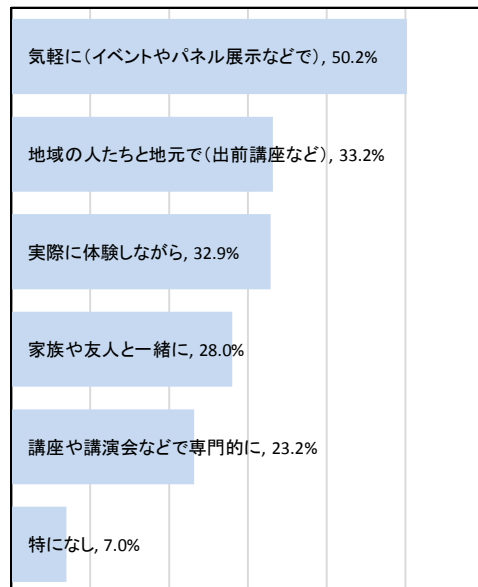
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%



出典：環境に関する意識調査（H28）

■ 望ましい学びの機会

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60%



出典：環境に関する意識調査（H28）

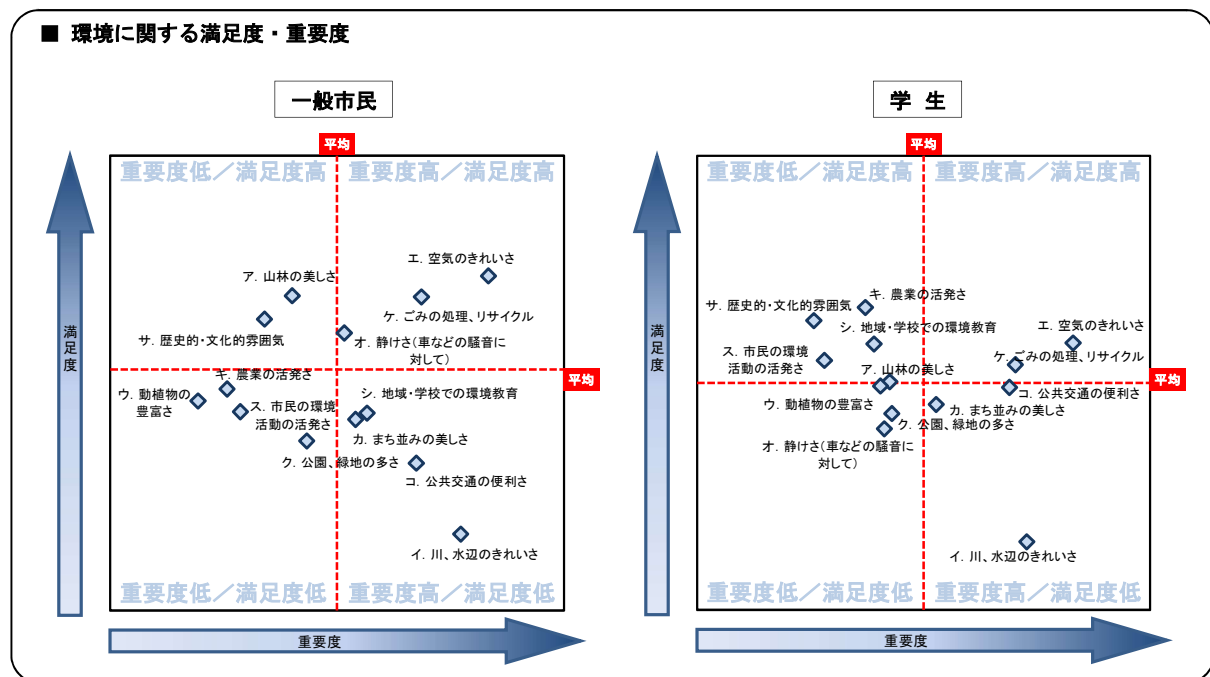
## 2. 環境に対する市民等の意見

### (1) 環境に対する一般市民・学生の意見

#### ① 環境に関する満足度・重要度

環境に関する各要素について重要度と満足度の相互の関係を見ると、重要度及び満足度が平均値以上（グラフ右上）の項目として、一般市民、学生ともに「エ.空気のきれいさ」、「ケ.ごみの処理、リサイクル」の2項目が挙げられています。

一方、重要度が平均以上にも関わらず満足度が平均値以下（グラフ右下）の項目として、「イ.川、水辺のきれいさ」、「コ.公共交通の便利さ」、「カ.まち並みの美しさ」、「シ.地域、学校での環境学習」の4項目が挙げられており、これらの項目については特に課題があると考えられます。



#### ■ 環境に関する各要素の重要度と満足度の相関

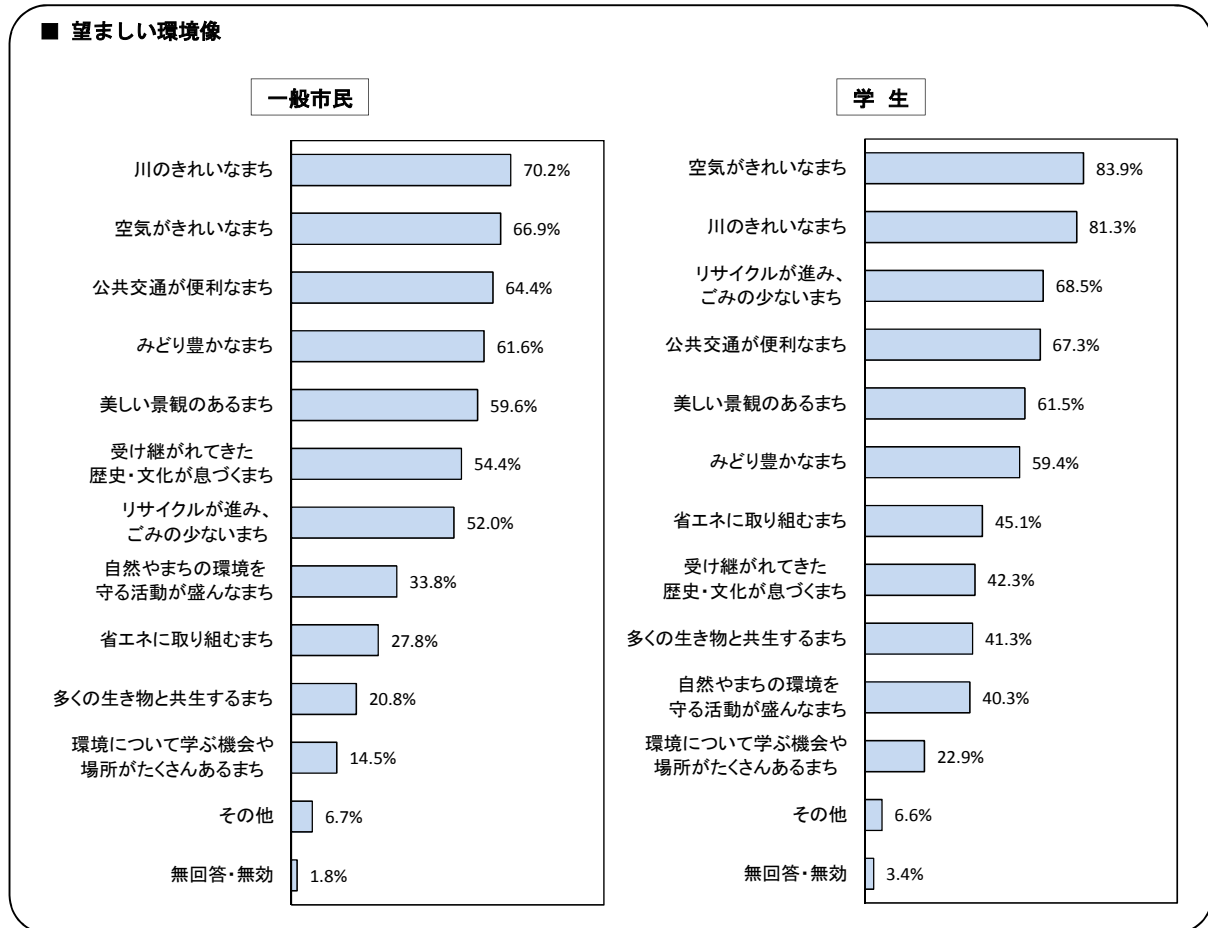
調査項目	一般市民	学生
ア. 山林の美しさ		
イ. 川、水辺のきれいさ	×	×
ウ. 動植物の豊富さ		
エ. 空気のきれいさ	○	○
オ. 静けさ（車などの騒音に対して）	○	
カ. まち並みの美しさ	×	×
キ. 農業の活発さ		
ク. 公園、緑地の多さ		
ケ. ごみの処理、リサイクル	○	○
コ. 公共交通の便利さ	×	×
サ. 歴史的・文化的雰囲気		
シ. 地域・学校での環境教育	×	
ス. 市民の環境活動の活発さ		

※○は重要度及び満足度が平均以上の項目、×は重要度が平均値以上で満足度が平均値以下の項目を示す。



## ② 将来大和郡山市がどのようなまちになって欲しいか

将来の大和郡山市の環境の姿として、一般市民、学生ともに「川のきれいなまち」、「空気がきれいなまち」という意見が多く、良好な住環境の保全を重要視している傾向が表れています。



## ③ 誇りに思う環境

誇りに思う環境として最も多かったのは、一般市民、学生ともに「郡山城跡、郡山城公園」であり、大和郡山市を特徴づける歴史的・文化的価値の高さ、良好な景観を評価する意見が多く見られました。その他の意見としては「矢田丘陵」、「大和民族公園」などの緑の豊かさ、「金魚池、金魚ボックス、金魚資料館」、「城下町（紺屋町）」、「松尾寺」、「矢田寺」など大和郡山市独自の歴史・文化を評価する意見が多い傾向にありました。

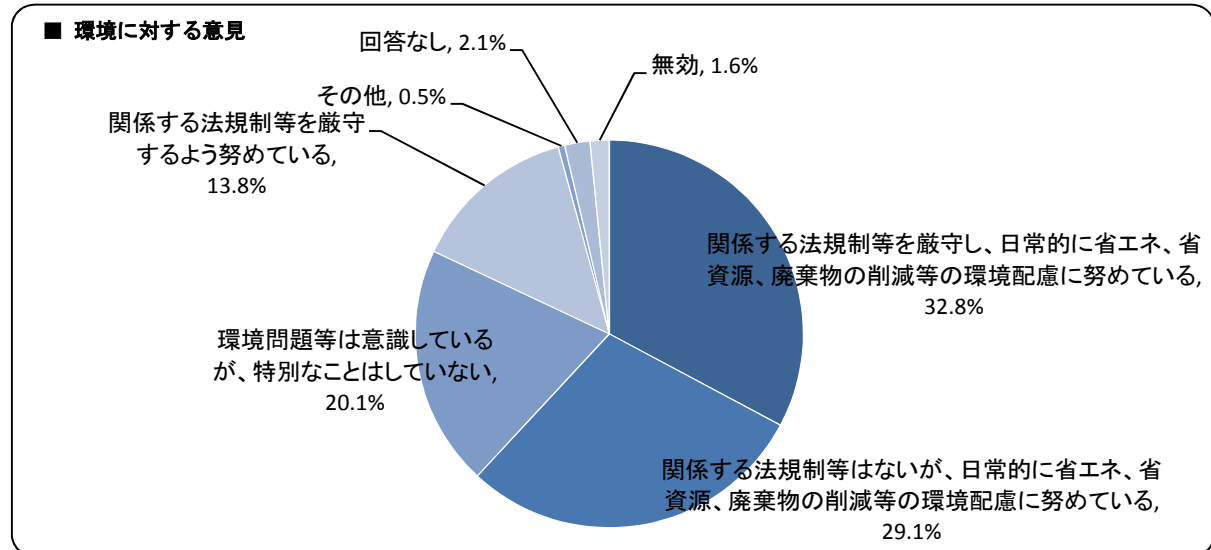
## ④ 特に問題だと思ふ環境

特に問題だと思ふ環境として最も多かったのは、一般市民、学生ともに「河川（富雄川、佐保川等）」であり、ごみのポイ捨てや、雑草の繁茂、水質や臭気に関して問題に感じている意見が多く見られました。その他の意見としては道路や山林への不法投棄、公共交通の利便性の低さ、空地・空き家の増加、歩道の整備不十分などを問題と感じている意見が多数見られました。

## (2) 環境に対する事業者の意見

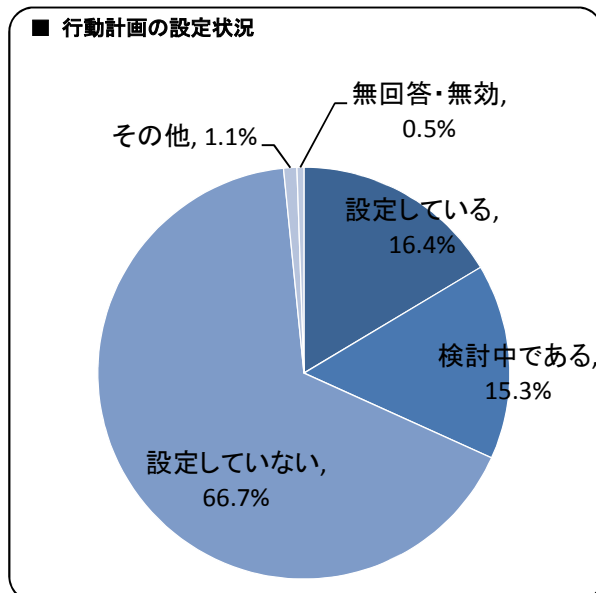
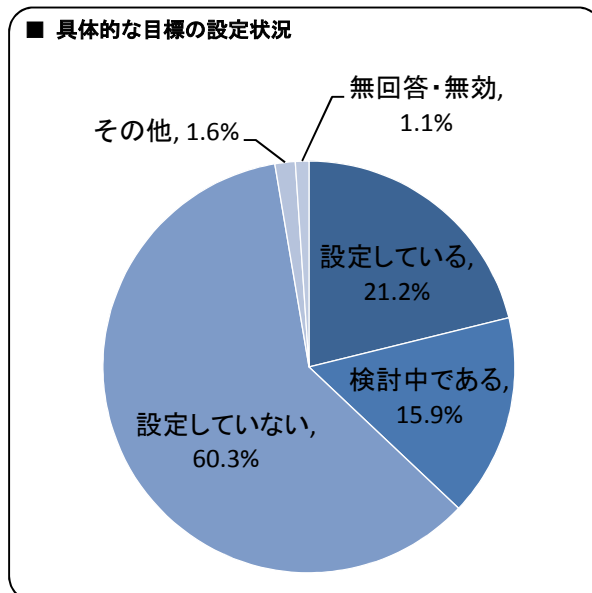
### ① 環境に対する意識

6割の事業所が日常的に省エネや廃棄物の削減などの環境配慮に努めています。



### ② 環境保全に向けての具体的な目標、行動計画の設定

具体的な目標を設定している事業所は約2割、行動計画を設定している事業所は2割以下に留まっており、8割近くの事業所が現況では目標値や行動計画を設定していない状況にあります。

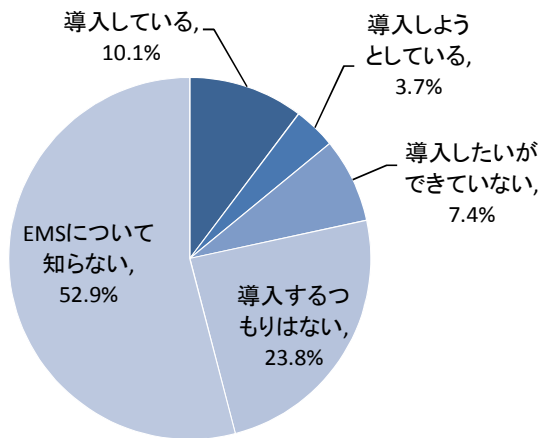


### ③ 環境マネジメントシステム

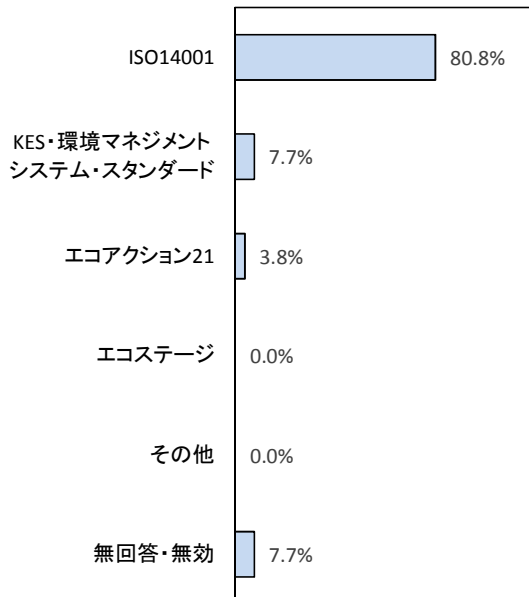
環境マネジメントシステム(EMS)を導入している事業所は約 1 割であり、導入している環境マネジメントシステムで最も多かったのは「ISO14001」でした。

また、環境マネジメントシステムを「導入したいが、できていない」と回答した事業所に関して、その理由を質問したところ、「導入の要件を満たすことが困難である」や「導入の仕方がわからない」等の技術的な問題と、「導入費用が高い」という金銭面での問題が挙げられました。

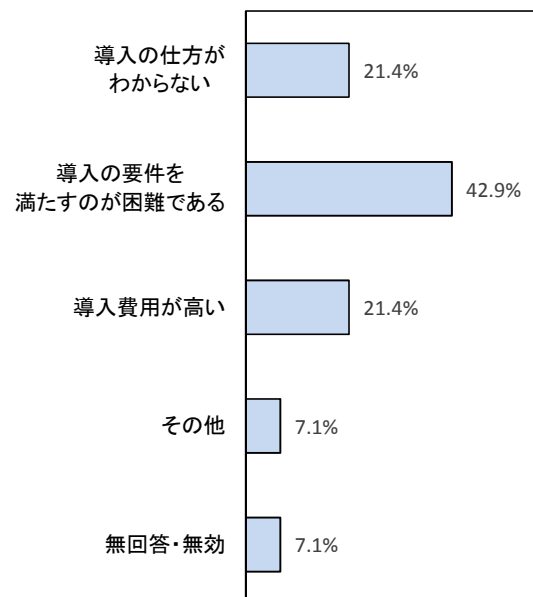
■ 環境マネジメントシステムの導入状況



■ 導入している環境マネジメントシステム



■ 環境マネジメントシステムを導入できない理由



### 3. 大和郡山市の環境課題

「1.大和郡山市の環境の現況」及び「2.環境に対する市民等の意見」を踏まえて、大和郡山市における環境課題を以下に示します。

#### Ⅰ (1) 自然環境に係る課題

##### ① 山林の課題

市の西部に広がる山林は、多様な動植物の生息・生育環境となっているほか、市街地に近接する豊かな自然環境として多くの市民に親しまれていることから、動植物の生息・生育環境を守りつつ、市民と自然環境の触れ合いの場としての活用を進めていくことが求められています。

##### ② 農地の課題

農業従事者の減少に伴う耕作放棄地の増加などにより農地を巡る生態系の衰退、景観の悪化などが懸念されていることから、新規農業従事者に対する支援や地産地消の促進、農地の交流人口の増加などを通じて農業を守り、育てていくとともに、農薬や化学肥料等の消費を減らす環境保全型農業を促進することで、生物のすみかとしての農地を守っていくことが求められています。

また、有害鳥獣による農作物被害が増加していることから、駆除や防除など多様な手段を効果的に組み合わせて対策を取っていくことが求められています。

##### ③ 水辺環境の課題

多くの市民が将来のまちの姿として川のきれいなまちを望んでおり、市民が水辺環境と触れ合う機会が多いことから、不法投棄の防止や各主体による水辺環境の保全を促進していくことが求められています。

##### ④ 動植物の生息・生育環境の課題

人による直接的及び間接的な影響により生態系の衰退が懸念されていることから、在来生物の生息・生育環境の保護、生態系へ悪影響を与える生物への対策など、生態系の保全に向けた取り組みを推進していくとともに、市民及び事業者が日々の暮らしや事業活動が、生態系に影響を与え続けていることを意識し、日常の中から、生態系に配慮した行動を実践していくことが求められています。

## |(2) 生活環境に係る課題

### ① 公害対策の課題

生活環境は、概ね良好な状態で維持されているものの、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動などの公害の未然防止に向けて、今後も継続的な監視を続けていくとともに、生活環境に影響を与える可能性のある日常生活上の行動や事業活動については指導、啓発を継続していくことが求められています。

### ② 都市景観の課題

地域ごとの多種多様な景観を維持・創出していくために、地域の特色に合わせた整備、開発の方向性を周知するとともに、各主体による地域景観に配慮した暮らしや事業活動を推奨していくことが求められています。

また、近年では空き家の増加が新たな問題として顕在化してきていることから、空き家の現況把握を行い活用方法の検討などを行っていくことが求められています。

### ③ 環境美化の課題

多くの市民が道路や河川への不法投棄が問題であると感じているほか、放置自転車や違法広告物による景観の悪化が散見されることから、より一層の周知と啓発活動を通して、今後も各主体と連携したまちの美化を促進していくことが求められています。

### ④ 身近な緑地の課題

生活空間に潤いと安らぎを与えてくれる身近な緑は、良好な生活環境を形成していくうえでなくてはならないものであることから、まちなかの緑地の保全・整備を進めるとともに、市民による緑化活動を促進していくことが求められています。

### ⑤ 歴史・文化の課題

郡山城跡や矢田坐久志玉比古神社などの歴史的建築物や史跡は、多くの市民の誇りになっているほか、大和郡山市を特徴づける重要な要素の一つであることから、歴史的・文化的資源を保護し、次世代に継承していくことで、市の魅力を高め、アイデンティティの確立に活用していくことが求められています。

### |(3) 地球環境に係る課題

#### ① 地球温暖化対策の課題

家庭及び業務に起因する温室効果ガスの排出量が増加傾向にあることから、これらの主体に向けた啓発や、取り組み方法の周知を進め、日常生活や事業活動の中から省エネルギー化に関する取り組みを推進していくことが重要です。

また、「地球温暖化対策推進事業計画」に基づいた市主体の取り組みを促進するとともに、再生可能エネルギーの導入を進めていくことが求められています。

#### ② 公共交通の課題

公共交通の衰退が温室効果ガスの排出量増加につながることから、公共交通事業者と協働して、利用者のニーズの変化に対応したより良い公共交通の未来を模索していくとともに、市民における公共交通維持に向けた取り組みを推進していくことが求められています。

#### ③ フロン類適正管理の課題

「フロン排出抑制法」の周知を進め、フロン類の適正な管理及び処分を徹底していくことで、環境中へのフロン類の漏洩を防止していくことが求められています。

#### ④ ごみの分別回収の課題

ごみの分別回収が依然として徹底されていないことから、ごみの分別方法の周知や啓発活動を進め、各主体が日々の生活や事業活動の中からごみの分別を着実に実行していくことが求められています。

#### ⑤ ごみの減量化の課題

ごみの排出量は減少傾向にあるものの、リサイクル率は経年的に減少傾向にあることから、今後も各主体によるごみ減量化の取り組みを継続していくとともに、リサイクル率向上に向けた啓発を進めていくことが求められています。

#### |(4) 参加・協働環境に係る課題

##### ① 環境保全活動の課題

環境保全活動への参加の機会を拡充するとともに、資金面や技術面での支援を進めることで市民における環境保全活動を促進していくことが求められています。

##### ② 環境関連情報の課題

環境保全活動の推進にむけて、環境の現況や市の対策など、市民のニーズに対応した情報の発信が求められています。

##### ③ 環境学習の課題

多くの市民が現況の環境学習では不十分であると考えていることから、小中学校での環境学習の拡充とともに、一般市民に対しても環境学習の内容や形態の充実を図り、市民が参加したい、しやすいと思えるような環境学習の場と機会を創出していくことで、市民における環境学習の参加を推進していくことが求められています。

# 第3章 基本理念・望ましい環境像・環境目標

大和郡山市の環境の保全と創造に関する施策は、大和郡山市環境基本条例第3条に定められた4つの基本理念を基に展開されてきました。この基本理念は、本市における環境の保全に関する施策の根幹をなす基本的な考えであることから、本計画においても、以下に示す基本理念を引き継ぎ環境の保全と創造に関する取り組みを推進していきます。

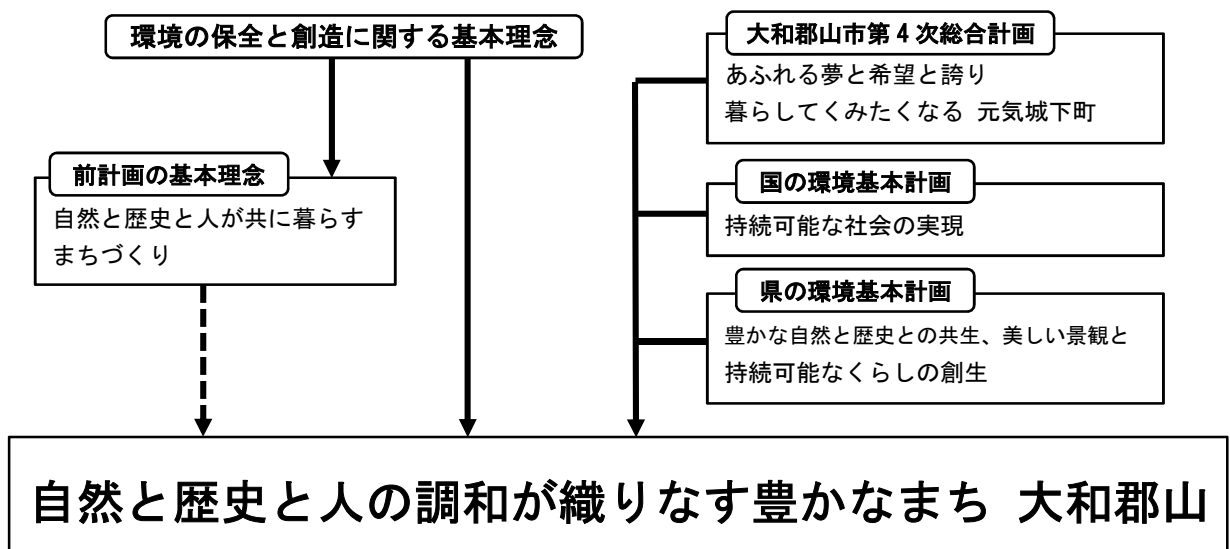
## 環境の保全と創造に関する基本理念

(大和郡山市環境基本条例第3条)

- (1) 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、市民の健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものであることを考慮し、現在及び将来の市民が、この恵沢を享受することができるよう適切に行うものとする。
- (2) 環境の保全等は、市、市民及び事業者それぞれの責務に応じた公平な役割分担及びこれらの者の協働のもとに、自主的かつ積極的に行うものとする。
- (3) 環境の保全等は、環境への負荷を可能な限り低減することにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されることを旨として行うものとする。
- (4) 地球環境の保全は、人類共通の重要課題であるとともに、人の通常の諸活動が地球環境に影響を及ぼすものであることから、すべての事業活動及び身近な日常生活において自主的かつ積極的に推進するものとする。

## 1. 基本理念

上記の基本理念及び前計画の基本理念、大和郡山市第4次総合計画の将来像、国・県の環境基本計画の方向性を踏まえ、本計画の基本理念を「**自然と歴史と人の調和が織りなす豊かなまち 大和郡山**」と定めます。この基本理念は大和郡山市が目指す将来の環境のあるべき姿を現すものであり、全ての環境の保全と創造に関する取り組みは、この基本理念の実現に向けて行われるものです。





## 2. 望ましい環境像

前項の基本理念を踏まえながら、本計画では環境分野ごとに「望ましい環境像」を以下のとおり定めます。

### 自然環境

#### 豊かな自然に親しみ共存していくまち

本市を南流する佐保川・富雄川及びその支流、西部に広がる山林などの自然環境、また、人の営みにより維持されてきた水田や畑などの緑や特徴的なため池は、私たちに潤いと安らぎを与えてくれるほか、多くの動植物の生息環境となっており生態系を形成する上でも重要な役割を担っています。このように様々な恩恵を与えてくれる自然環境に触れ・体感することで、その価値を再認識し、ともに守り育む取り組みを通じて、自然と共存していくまちを目指します。

### 生活環境

#### 悠久の歴史・文化、上質な住環境を引き継いでいくまち

市内に点在する史跡や仏閣、歴史的なまち並みなどの本市を特徴づける数多くの歴史・文化、そして静穏で良好な住環境は長い年限をかけて守り引き継がれてきた貴重な財産であり、地域の魅力を高めてくれる重要な資源でもあります。大和郡山市に関わる全ての人々がこれらの保全に努め、将来にわたって安心して豊かな生活環境を引き継いでいくまちを目指します。

### 地球環境

#### 未来のためにできることから取り組むまち

未来によりよい地球環境を引き渡していくことは、現代に生きる私たちに課せられた重要な責務の一つです。日々の生活、活動の中で一人ひとりが地球温暖化の防止、ごみの減量化、資源の有効活用に努め、将来世代のためにできることから取り組むまちを目指します。

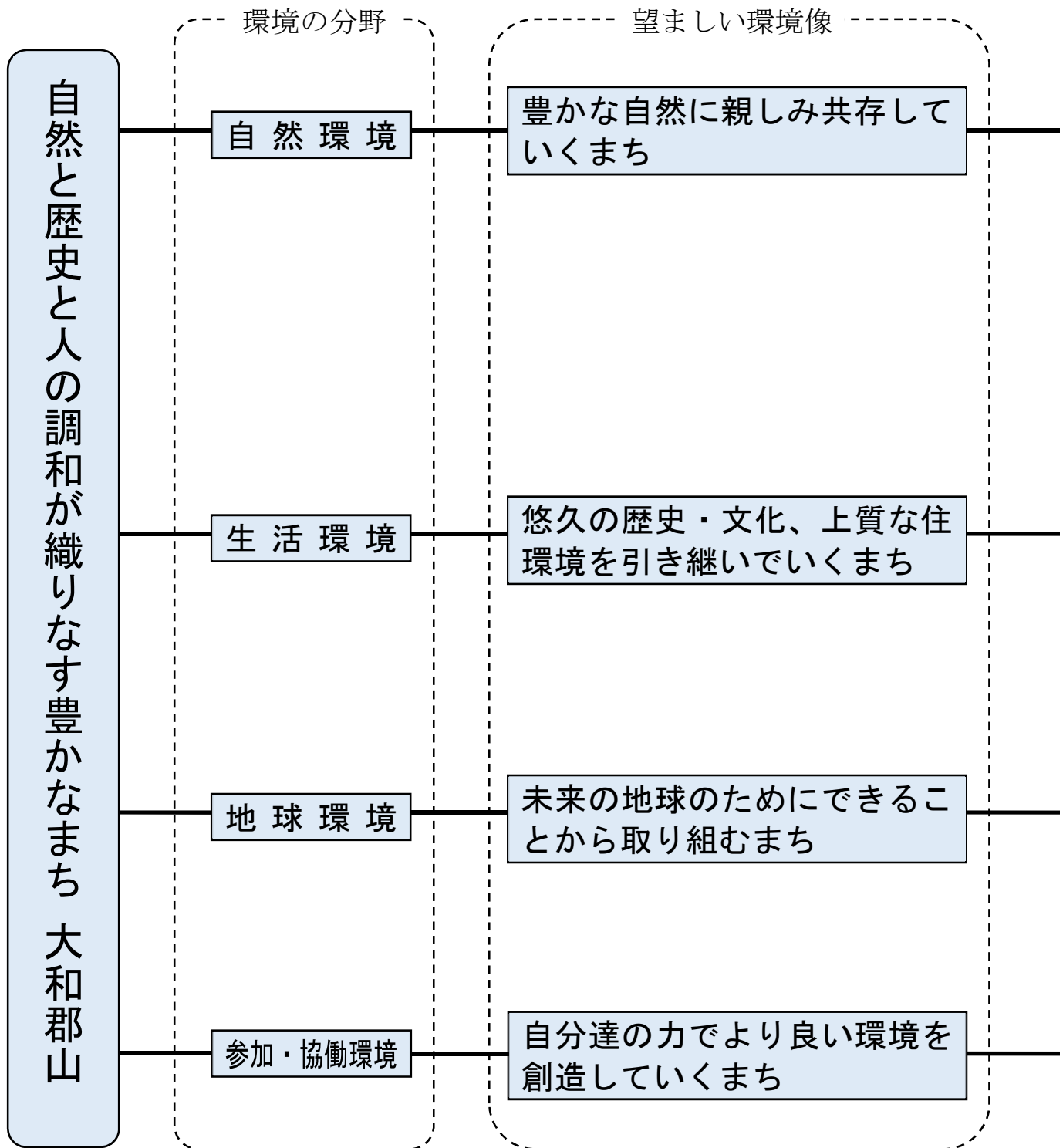
### 参加・協働環境

#### 自分達の手でより良い環境を創造していくまち

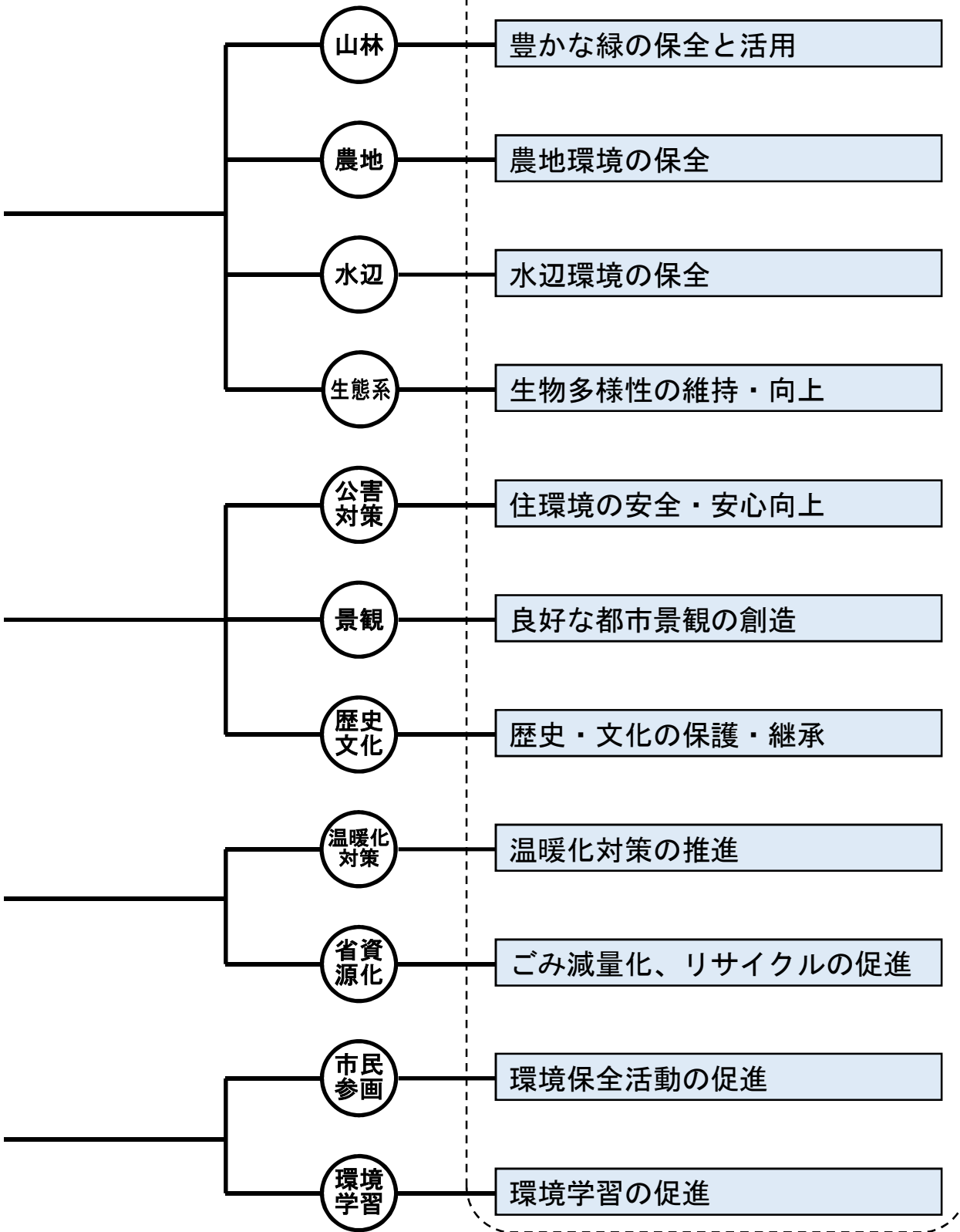
豊かな環境を守り、創造していくには一人ひとりが環境に対する当事者意識をもち、将来の環境について責任ある行動を実践していくことが重要です。大和郡山市に関わる全ての人々が互いに協力して、環境の保全に関する様々な行動・学習の場を活用し、環境に配慮した生活・活動を実践していくことでより良い環境を創造していくまちを目指します。

### 3. 環境目標

「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」、「参加・協働環境」の4つの分野ごとに、それぞれの望ましい環境像を達成するための環境目標を掲げました。



環境目標



## 第4章 目標実現に向けた取り組み

本計画では、各主体の取り組みを明確にするため、行政が主体となって取り組む「環境施策」と、市、市民、事業者が日々の生活や活動の中で取り組んでいく「環境配慮行動指針」を定め、全ての主体による環境の保全と創造に関する取り組みを推進することとします。

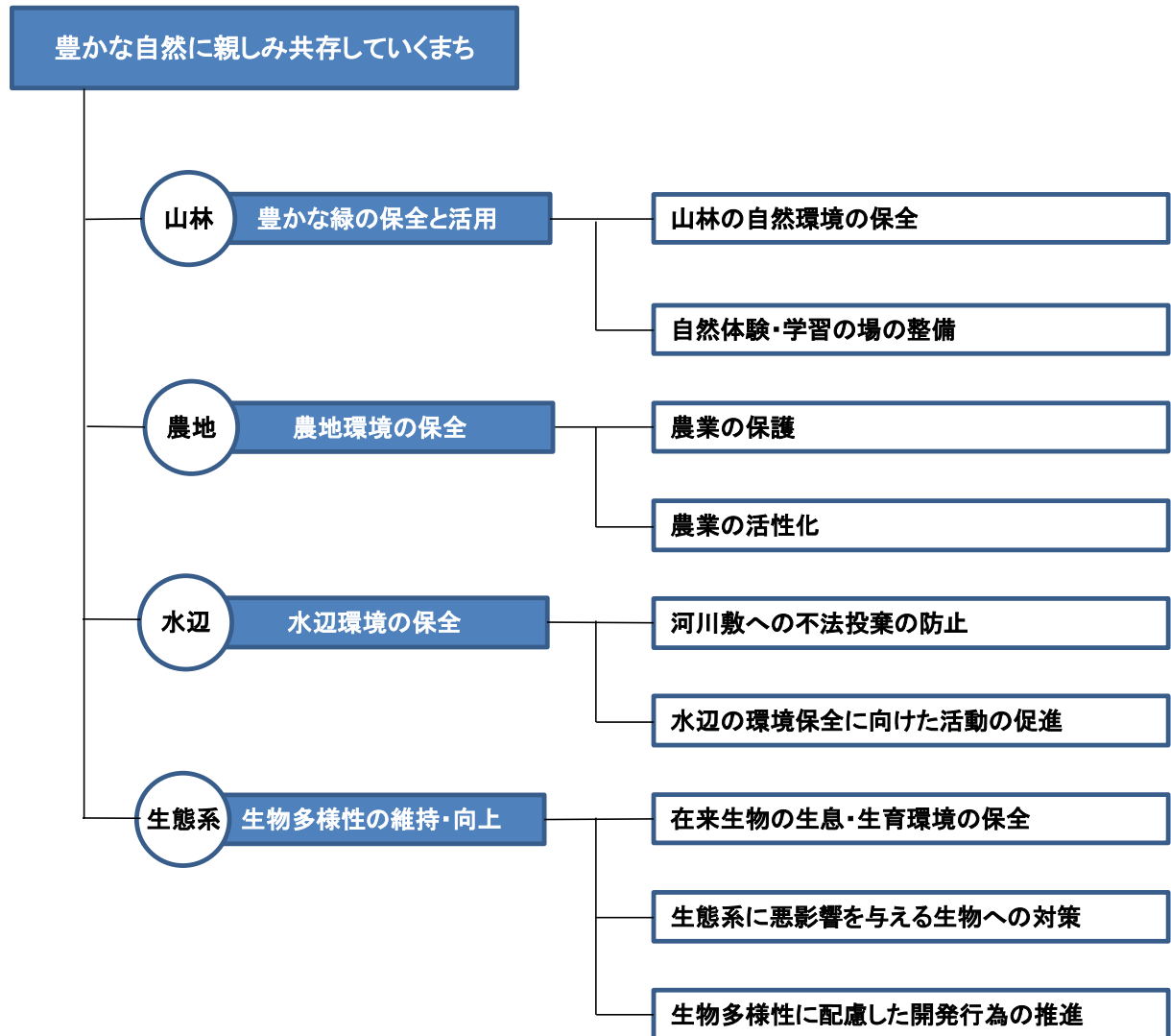
また、大和郡山市全域を対象にした共通の取り組みに加え、地域の環境特性に応じた市、市民、事業者の自主的な取り組みを「地域別環境配慮行動指針」として定めることで、各地域の特性を活かした、より良い環境づくりを進めることとします。

環境施策	望ましい環境像を実現するために、市が中心となり、市民や事業者の協力を得ながら取り組んでいく具体的な取り組みを示すものです。
環境配慮行動指針	望ましい環境像を実現するため、市、市民、事業者それぞれが、身近なことから行動を起こし、環境に配慮したものに転換していく上での具体的な方策を示したものです。
地域別環境配慮行動指針	市域を5つの地区に分割し、地域の環境特性ごとに、市、市民、事業者が、望ましい環境像の実現のため、どのようなことに配慮していくべきかを示したものです。

# 1. 環境施策及び環境配慮行動指針

## (1) 自然環境

### ① 自然環境に関する環境目標と施策の体系



## ② 自然環境に関する環境施策

### ■ 豊かな緑の保全と活用

施策	内容
山林の自然環境の保全	◇ 市民による自然林の保護・保全活動を支援します。
自然体験・学習の場の整備	◇ 「里山の駅風とんぼ 野外活動センター」等の自然環境を活用した野外活動の場を整備します。

### ■ 農地環境の保全

施策	内容
農業の保護	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 定期的な見回り、営農状況の確認などを行い、生産緑地地区の適正管理を進めます。</li> <li>◇ 技術的支援、農地の集積など、新規農業従事者の定着を図る取り組みを推進します。</li> <li>◇ 農薬や化学肥料の使用量を少なくする環境保全型農業を推進します。</li> <li>◇ 農地に被害を与える有害鳥獣対策を進めます。</li> </ul>
農業の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民農園の整備、グリーンツーリズムの推進など市民が農業に触れ合う機会と場の提供を進めます。</li> <li>◇ 各種農業団体による、品評会などの農業振興に関する取り組みを支援し、地場農産物のPRを行います。</li> <li>◇ 関係機関と連携し、農産物のブランド化に取り組みます。</li> <li>◇ 給食への地元食材の使用、直売所による地元農産物の流通促進など、地産地消の促進を図っていきます。</li> </ul>

### ■ 水辺環境の保全

施策	内容
河川敷への不法投棄の防止	◇ 不法投棄監視パトロールの実施、不法投棄物の回収など、河川等への不法投棄に対する監視及び管理を継続していきます。
水辺の環境保全に向けた活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 河川や池の護岸への植栽の支援を行います。</li> <li>◇ ため池や水路の環境整備を行います。</li> </ul>

### ■ 生物多様性の維持・向上

施策	内容
在来生物の生息・生育環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市域の生物の生息状況を把握するため、市民等と協働して調査を実施します。</li> <li>◇ 学校や公園のビオトープ空間など、地域の生物の生息・生育環境を創出します。</li> </ul>
生態系に悪影響を与える生物への対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 特定外来生物の現況を把握し適切な処置を講じます。</li> <li>◇ 特定外来生物に対する正しい知識を周知するとともに、飼育、栽培、運搬、輸入、放出、譲渡の禁止を徹底します。</li> </ul>
生物多様性に配慮した開発行為の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公共工事を行う際は、計画段階から環境に配慮した工法を採用します。</li> <li>◇ 多自然型護岸の整備など自然環境に配慮した開発・整備等の各種事業を推進していきます。</li> </ul>

### ③ 自然環境に関する環境配慮行動指針

市民は・・・

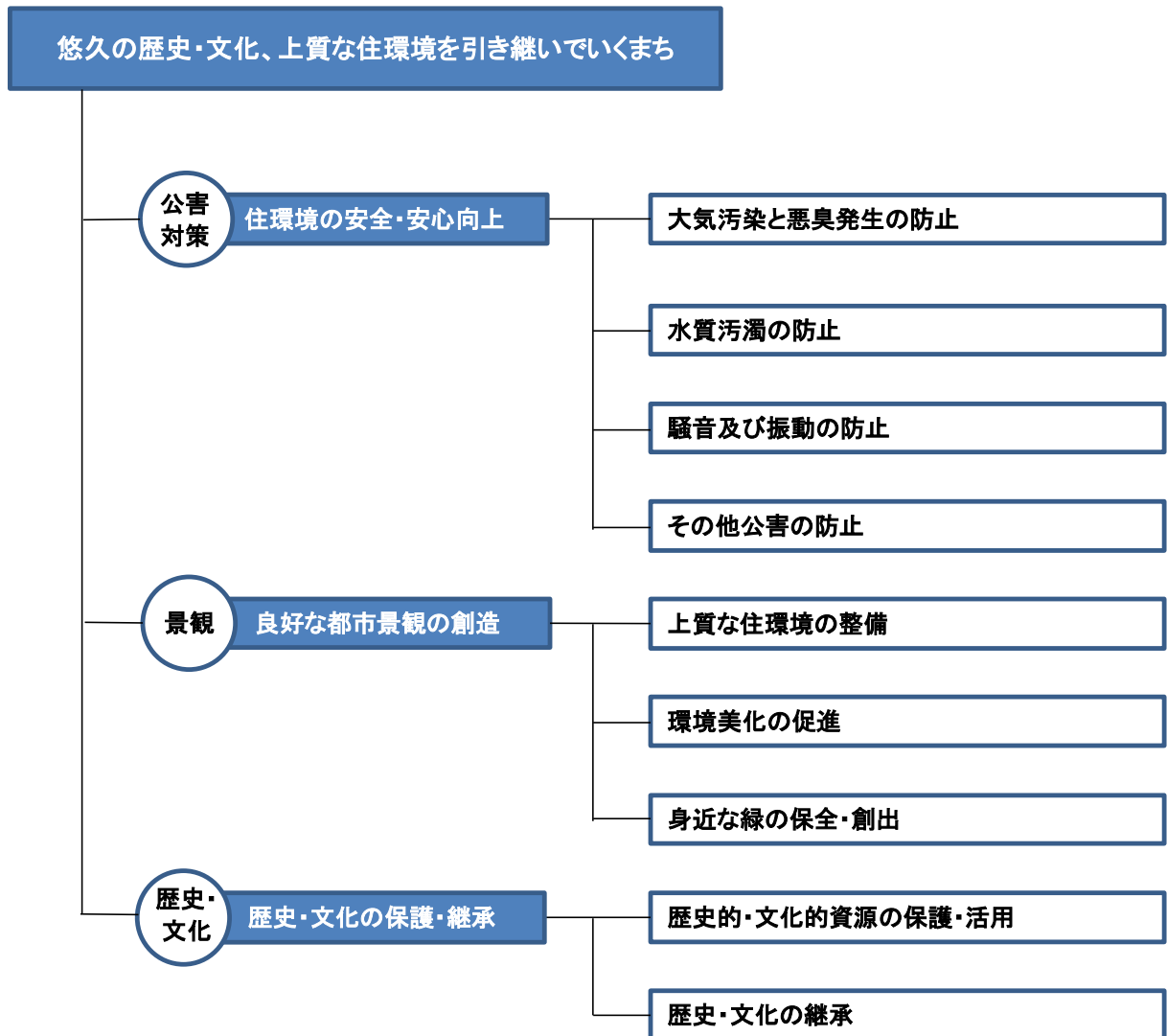
- ◇ 矢田丘陵等の森林に親しみ、緑への関心を高めます。
- ◇ 動植物保護のための活動に積極的に参加します。
- ◇ 地元の農産物を食べて、地産地消の推進に協力します。
- ◇ 積極的に農業に触れ、農業への理解を深めます。
- ◇ 河川敷の清掃など水辺の環境保全活動に積極的に参加します。
- ◇ 河川敷など水辺へのごみの不法投棄は絶対にしません。
- ◇ 特定外来生物に関する正しい知識を身に付けます。
- ◇ ペットは最後まで責任をもって飼育します。

市、事業者は・・・

- ◇ 事業活動や開発の際には、生態系の保全に十分配慮して行います。
- ◇ 地域の一員として、水辺の環境保全活動に積極的に参加します。
- ◇ 休耕地や耕作放棄地の有効活用に協力します。
- ◇ 化学肥料や農薬の使用は極力控え、使用する際は適正な量を使用するように努めます。

## (2) 生活環境

### ① 生活環境に関する環境目標と施策体系





## ② 生活環境に関する環境施策

### ■ 住環境の安全・安心向上

施策	内容
大気汚染と悪臭発生の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 大気汚染物質の定期的な調査を実施し、調査結果を公開します。</li> <li>◇ 工場及び事業所等に対して排出規制、指導を行い、排出ガスの適正管理を行います。</li> <li>◇ 生活環境の苦情について「県生活環境保全条例」に基づく指導を行います。</li> </ul>
水質汚濁の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 河川等の水質調査を実施し、調査結果を公開します。</li> <li>◇ 工場及び事業所等から発生する排水の水質を調査し、公共下水道への排水が適切に行われているか監視します。</li> <li>◇ 公共下水道の整備を進めます。</li> <li>◇ 宅内排水設備の水洗化を促進します。</li> </ul>
騒音及び振動の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 交通騒音及び振動の定期的な調査を実施し、調査結果を公表します。</li> <li>◇ 道路管理者と連携して、交通騒音及び振動の低減に努めます。</li> <li>◇ 住宅地における騒音調査を定期的実施し、調査結果を公表します。</li> </ul>
その他公害の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 県、事業者と連携して地下水の水質の実態調査を行います。</li> <li>◇ 県と連携して、ダイオキシン類の実態調査を行います。</li> </ul>

### ■ 良好な都市景観の創造

施策	内容
上質な住環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「大和郡山市景観形成ガイドライン」に基づく指導、誘導を進めて、地域ごとに調和のある街並みの創出を推進します。</li> <li>◇ 道路の危険箇所の解消、バリアフリー化、歩行者と自転車の分離など、歩道及びその周辺環境の整備を進めます。</li> <li>◇ 空き家の現況を把握するとともに、有効な空き家対策を検討していきます。</li> </ul>
環境美化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ クリーンキャンペーンの実施を通し、市街地の美化を推進するとともに、市民の美化意識を育てていきます。</li> <li>◇ 市民による自主的な清掃活動を支援します。</li> <li>◇ 放置自転車の移動、保管を行います。</li> <li>◇ 河川管理者やため池管理者と連携して、河川敷やため池に繁茂する雑草の除去など水辺環境の美化に努めます。</li> <li>◇ 各主体と連携して違法広告物の撤去を行います。</li> </ul>
身近な緑の保全・創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市を特徴づける巨木や老樹、社寺林の現況把握及び保全を行います。</li> <li>◇ 代表的な緑地である郡山城跡公園の緑の保全を行います。</li> <li>◇ 「大和郡山市緑の基本計画」に基づき公園・緑地等の体系的な整備を行います。</li> <li>◇ 市民による緑化活動の促進に向けた事業を継続していきます。</li> </ul>

## ■ 歴史・文化の保護・継承

施策	内容
歴史的・文化的資源の保護・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 郡山城跡や環濠集落、遺跡や寺社など歴史的価値の高い建造物や史跡の保存、活用を進めます。</li> <li>◇ 金魚の養殖文化や城下町など、大和郡山市ならではの豊かな歴史・文化を活用し、市内外に本市の持つ魅力を発信していきます。</li> <li>◇ 古文書調査や発掘調査など、市史についての調査研究を進めます。</li> </ul>
歴史・文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 講演会や歴史関連イベントなどにより、市民が地域の歴史・文化に触れる機会の拡充を進めます。</li> <li>◇ 文化財ガイドなど郷土芸能や文化財の保護に関わる人材を育成し、市民による歴史・文化の継承を推進していきます。</li> <li>◇ 学校教育や生涯学習と連携し、歴史・文化を学ぶ機会を増やしていきます。</li> </ul>

### ③ 生活環境に関する環境配慮行動指針

#### 市民は・・・

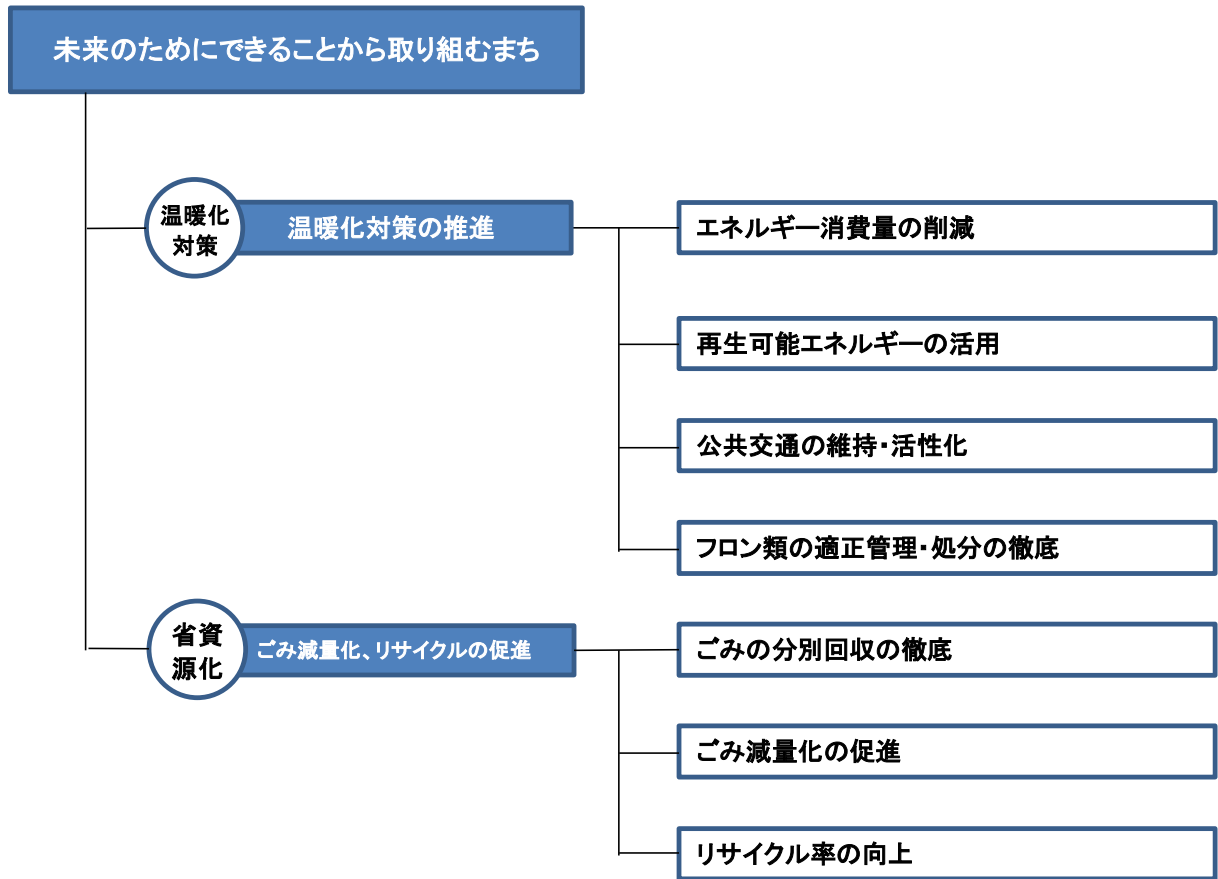
- ◇ トイレの水洗化に努めます。
- ◇ 食用油など環境負荷が高いものは直接下水道に流しません。
- ◇ 近所迷惑となる過度な騒音は出しません。
- ◇ 地域の清掃など、周辺環境の美化活動に参加します。
- ◇ ポイ捨てや不法投棄は絶対にしません。
- ◇ 自転車は決められた場所に置き、路上に放置しません。
- ◇ 身近な生活空間に花や緑を増やす活動に参加します。
- ◇ 講演会や歴史関連イベントに参加し、歴史や郷土芸能への理解を深めます。
- ◇ 自らが歴史・文化の担い手として歴史や郷土芸能の継承を担っていきます。

#### 市、事業者は・・・

- ◇ 事業活動に起因する排ガス及び排水の管理を徹底し、排出量の削減に努めます。
- ◇ 土壌汚染の原因になる恐れのある物質を取り扱う事業者は、管理を徹底し、排出量の削減に努めます。
- ◇ 建設・開発の際には、周辺環境との調和に配慮します。
- ◇ 地域の一員として、周辺環境の美化活動に参加します。

### (3) 地球環境

#### ① 地球環境に関する環境目標と施策体系



## ② 地球環境に関する環境施策

### ■ 温暖化対策の推進

施策	内容
エネルギー消費量の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 低燃費・低公害車の導入やグリーン購入の実施等「地球温暖化対策推進事業計画」に基づいた、市主体の取り組みを推進していきます。</li> <li>◇ エネルギー消費量の少ない日常生活及び事業活動の普及、啓発を進めます。</li> <li>◇ 中小企業等の環境マネジメントシステム（ISO14001）等の認証取得を支援します。</li> </ul>
再生可能エネルギーの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 公共施設を中心に再生可能エネルギーの導入を推進していきます。</li> </ul>
公共交通の維持・活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 交通事業者等と協働して公共交通機関の利便性の向上に努めます。</li> <li>◇ 自転車の利用促進や市街地パーク・アンド・ライドの浸透など、マイカー利用の少ないライフスタイルの普及を進めます。</li> </ul>
フロン類の適正管理・処分の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 「フロン排出抑制法」の周知を進め、フロン類の適正管理・処分を徹底していきます。</li> </ul>

### ■ ごみ減量化、リサイクルの促進

施策	内容
ごみの分別回収の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ごみの分別方法、意義の周知を進め、市民、事業者によるごみの分別回収を徹底していきます。</li> <li>◇ 分別回収の促進に向けて、より良いごみの分別方法や回収方法の検討を行います。</li> </ul>
ごみ減量化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 市民、事業者と協働して、日常的なごみの減量化を推進していきます。</li> </ul>
リサイクル率の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 自治会等による資源ごみの集団回収を促進していきます。</li> <li>◇ フリーマーケットの開催支援やリサイクル文庫の設置などを通し、市民のリサイクルに対する意識向上を進めます。</li> <li>◇ 建設廃棄物のリサイクルを促進していきます。</li> </ul>

### ③ 地球環境に関する環境配慮行動指針

市民は・・・

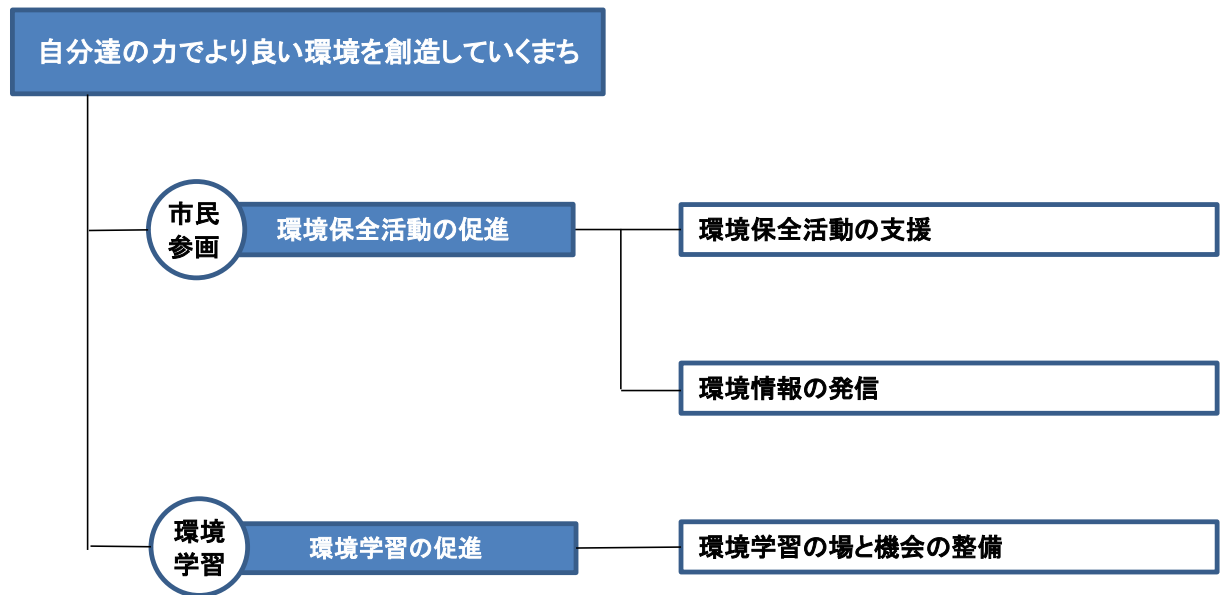
- ◇ 電気やガスなど日常生活におけるエネルギーの無駄遣いを無くします。
- ◇ 家電製品や自動車等を購入する際には省エネ性能の高いものを選択します。
- ◇ 太陽光発電の導入や環境に配慮した電力会社を選択するなど、環境に配慮したエネルギーの導入を検討します。
- ◇ 安易な自家用車の使用は控え、公共交通機関や自転車を利用します。
- ◇ ごみの分別回収を徹底します。
- ◇ エコバッグの使用や過剰包装の辞退など、日常生活からごみを減らす工夫をします。
- ◇ リサイクル商品や、詰め替え商品など環境負荷の低い商品の購入を意識します。
- ◇ 自治会等の集団回収に参加します。

市、事業者は・・・

- ◇ 電力や燃料消費量の削減目標を設定して、エネルギー消費量の削減に努めます。
- ◇ ISO14001をはじめとする環境マネジメントシステムの認証取得に努めます。
- ◇ 太陽光発電の導入や環境に配慮した電力会社を選択するなど、環境に配慮したエネルギーの導入を検討します。
- ◇ フロン類が充填されている機器を取り扱う事業者は、関係法令に基づき、徹底管理に努めます。
- ◇ ごみ減量化やリサイクル率に関する目標値を設定し、省資源化に努めます。
- ◇ 建設廃棄物のリサイクルを徹底します。

## (4) 参加・協働環境

### ① 参加・協働環境に関する環境目標と施策体系



## ② 参加・協働環境に関する環境施策

### ■ 環境保全活動の促進

施策	内容
環境保全活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 環境関連イベントや講座等の開催など、市民が環境保全活動に参加する機会の拡充を進めます。</li> <li>◇ ボランティア等の各主体による自主的な環境保全活動の支援を行います。</li> </ul>
環境情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 環境の現況、環境問題に対する市の取り組み、支援制度など、環境保全活動を推進するうえで必要となる情報の発信をしていきます。</li> <li>◇ 市民団体や環境 NGO、NPO などの関係機関と連携して、取り組みの様子、成果などの情報を発信していきます。</li> <li>◇ 環境基本計画をはじめとする環境関連計画の周知を進めます。</li> </ul>

### ■ 環境学習の促進

施策	内容
環境学習の場と機会の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 広報誌やホームページを活用し、市民の環境問題に対する意識啓発を継続していきます。</li> <li>◇ 市民のニーズを反映した環境学習の場と機会の拡充を進めていきます。</li> <li>◇ 環境セミナー等により環境学習に携わる人材の育成を進めます。</li> <li>◇ 小・中学校における環境学習を推進していきます。</li> </ul>

## ③ 参加・協働環境に関する環境配慮行動指針

市民は・・・

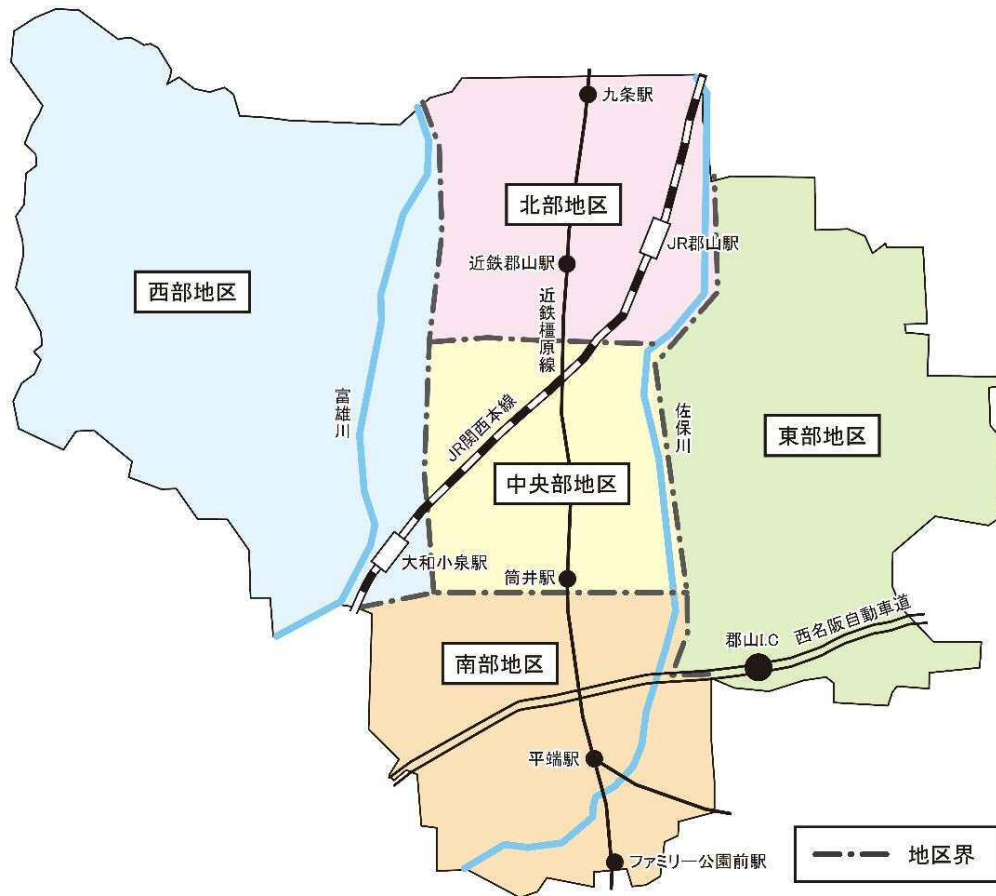
- ◇ 環境関連の市民講座やイベントなどに積極的に参加します。
- ◇ 地域活動やボランティア活動に積極的に参加します。
- ◇ 環境関連の計画や市が発信する環境に関する情報を調べ、環境の概況や環境政策について理解を深めます。
- ◇ 市民団体や環境 NGO、NPO 等の活動について調べ、環境保全活動についての理解を深めます。
- ◇ 市民団体や環境 NGO、NPO は自団体の環境保全活動等の情報を発信します。

市、事業者は・・・

- ◇ 地域の環境保全活動や環境関連イベントに積極的に協力します。
- ◇ 職員の環境保全活動や環境学習への参加をバックアップします。
- ◇ 環境に配慮した取り組み等の情報を発信します。

## 2. 地域別環境配慮行動指針

市内全域を以下に示す5つの地区に区分し、それぞれの環境特性を考慮した地域別環境配慮行動指針を以下に示します。





## (1) 北部地区

### ① 北部地区の特性



郡山城跡公園の桜



紺屋町の歴史的なまち並み

- 地区の東部を南流する佐保川や、その周辺の農地などの自然環境は、地区の景観を形成する重要な要素であるほか、多種多様な生物の生息・生育環境となっています。また、地区の中央部に存在する郡山城跡周辺の緑は、市街地における貴重な野生動物の生育の場となっているほか、多くの市民に憩いの場として愛されています。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・ 佐保川沿いの環境美化促進
- ・ 佐保川やその周辺農地など生物の生息・生育環境の保全
- ・ 郡山城跡周辺の自然環境の維持、向上

- 近鉄郡山駅周辺では、市の玄関口として、都市機能の集積が進む一方、郡山城跡を中心とした旧市街地や奈良市に接する新興住宅地などでは、多くの市民が生活していることから、中心市街地としての活用を進めるとともに、良好な生活環境の保全に向けた取り組みが求められている地区です。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・ 魅力ある中心市街地の形成
- ・ 良好な住環境の維持

- 本地区は城下町として発展してきた経緯から、歴史的な街並みや源九郎稻荷神社等の歴史的資源が数多く残されています。また、地区の南部では市の特産物である金魚の養殖池などが密集して数多く見られるなど、歴史的景観に恵まれた地区です。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・ 歴史的・文化的なまち並みの保護、活用

② 北部地区の地区別環境配慮行動指針

佐保川沿いの環境美化促進に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 佐保川河川敷の清掃活動に積極的に参加します。</li> <li>◇ 河川敷へのポイ捨て、不法投棄は絶対にしません。</li> </ul>
佐保川や農地など生物の生息・生育環境の保全に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 佐保川の自然環境を保護するための活動に積極的に参加します。</li> <li>◇ 化学肥料や農薬の使用は極力控え、使用する際は適正な量を使用するよう努めます。</li> </ul>
郡山城跡周辺の自然環境の維持、向上に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 郡山城跡周辺の緑の保全に努めます。</li> </ul>
魅力ある中心市街地の形成に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ ポイ捨てや違法駐輪、違法広告物の掲出など景観の悪化につながるような行動は絶対にしません。</li> </ul>
良好な住環境の維持に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 近所迷惑となるような過度な騒音は出しません。</li> <li>◇ 地域の清掃など、周辺環境の美化活動に参加します。</li> <li>◇ 身近な空間に花や緑を増やす活動に参加します。</li> </ul>
歴史的・文化的なまち並みの保護、活用に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域の歴史・文化に触れ、親しむことで地域への愛着を育てます。</li> <li>◇ 歴史的・文化的資源を保存する活動に参加し、地域の歴史・文化を次世代に継承していきます。</li> </ul>

## (2) 南部地区

### ① 南部地区の特性



額安寺五輪塔群



まほろば工業ゾーンのモニュメント

- 佐保川沿いには農地が広がり、食料生産の場としてはもとより、渡り鳥の中継渡来地になっているなど、生物多様性の面においても重要な役割を有しています。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・ 佐保川沿いの環境美化促進
- ・ 佐保川や農地など生物の生息・生育環境の保全

- 奈良県下最大の工業地帯である昭和工業団地と住宅地が混在する地域である事から、工業等の産業を育成しつつ、安全・安心な住環境を維持していくことが求められている地区です。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・ 周辺環境に配慮した事業活動の推進
- ・ 良好な住環境の維持

- 額安寺五輪塔群、推古神社など歴史的価値の高い史跡が多数存在しています。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・ 歴史的・文化的資源の保護、活用

② 南部地区の地区別環境配慮行動指針

佐保川沿いの環境美化促進に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 佐保川河川敷の清掃活動に積極的に参加します。</li> <li>◇ 河川敷へのポイ捨て、不法投棄は絶対にしません。</li> </ul>
佐保川や農地など生物の生息・生育環境の保全に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 佐保川の自然環境を保護するための活動に積極的に参加します。</li> <li>◇ 化学肥料や農薬の使用は極力控え、使用する際は適正な量を使用するよう努めます。</li> </ul>
周辺環境に配慮した事業活動の推進に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 事業者は、大気、水質、騒音、振動、土壌などの周辺環境に配慮した事業活動を行います。</li> <li>◇ 事業者は、ISO14001をはじめとする環境マネジメントシステムの取得に努めます。</li> </ul>
良好な住環境の維持に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 近所迷惑となるような過度な騒音は出しません。</li> <li>◇ 地域の清掃など、周辺環境の美化活動に参加します。</li> <li>◇ 身近な空間に花や緑を増やす活動に参加します。</li> </ul>
歴史的・文化的なまち並みの保護、活用に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域の歴史・文化に触れ、親しむことで地域への愛着を育てます。</li> <li>◇ 歴史的・文化的資源を保存する活動に参加し、地域の歴史・文化を次世代に継承していきます。</li> </ul>

### (3) 東部地区

#### ① 東部地区の特性



東部地区の田園風景



稗田環濠集落の外堀

- 都市近郊農業が発達した地区で、地区の大半を占める農地には農業に適応した独自の生態系が根付いており、食料生産はもとより生物多様性の面でも重要な役割を有しています。また、佐保川の支流である地藏院川、高瀬川、菩提川が地域を横断する形で流れており、近隣の農地との連続性の中で様々な動植物の生息・生育環境となっています。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・ 農業の保護・活性化
- ・ 佐保川及びその支流沿いの環境美化推進
- ・ 佐保川やその支流、農地など生物の生息・生育環境の保全

- 地区の全体が市街化調整区域に含まれており、水田とその中に点在する集落やため池などから構成される田園風景が広がる地域です。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・ 良好な住環境の維持

- 全国的にも貴重な環濠集落が現存しており、稗田環濠集落、若槻環濠集落は市の指定史跡になっています。また、地区内の神社には巨木や老樹が生育する社寺林が存在しています。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・ 歴史的・文化的資源の保護、活用

② 東部地区の地区別環境配慮行動指針

農業の保護・活性化に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 休耕地や耕作放棄地の有効活用に努めます。</li> </ul>
佐保川及びその支流沿いの環境美化に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 佐保川河川敷の清掃活動に積極的に参加します。</li> <li>◇ 河川敷へのポイ捨て、不法投棄は絶対にしません。</li> </ul>
佐保川やその支流、農地など生物の生息・生育環境の保全に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 佐保川やその支流の自然環境を保護するための活動に積極的に参加します。</li> <li>◇ 化学肥料や農薬の使用は極力控え、使用する際は適正な量を使用するよう努めます。</li> </ul>
良好な住環境の維持に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 近所迷惑となるような過度な騒音は出しません。</li> <li>◇ 例外規定（農業を営むためにやむを得ないもの等）に当てはまらない野焼きは行いません。</li> <li>◇ 例外規定に当てはまる野焼きについても、一度に大量の物を燃やさないなど周辺的生活環境に配慮します。</li> <li>◇ 地域の清掃など、周辺環境の美化活動に参加します。</li> </ul>
歴史的・文化的なまち並みの保護、活用に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域の歴史・文化に触れ、親しむことで地域への愛着を育てます。</li> <li>◇ 歴史的・文化的資源を保存する活動に参加し、地域の歴史・文化を次世代に継承していきます。</li> </ul>

## (4) 西部地区

### ① 西部地区の特性



矢田丘陵の田園風景



矢田寺のアジサイ

- 地区の東側を南流する富雄川、その周辺に広がる田園地帯、矢田丘陵などの自然環境は、地区の景観を形成する重要な要素であるほか、ホタルをはじめとする多種多様な生物の生息・生育環境となっています。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・富雄川沿いの環境美化促進
- ・富雄川や、農地、山林など生物の生息・生育環境の保全

- 豊かな自然環境に恵まれた地区である一方、矢田山町や西田中町などには新興住宅地が開かれており、多くの市民が生活する地区という側面も有しています。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・良好な住環境の維持

- 小泉地区には、歴史的価値の高い古墳や史跡などが現存しているほか、東明寺、矢田寺、松尾寺、小泉神社など重要な歴史資源が多数存在しています。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・歴史的・文化的資源の保護、活用

② 西部地区の地区別環境配慮行動指針

<p>富雄川沿いの環境美化促進に向けて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 富雄川河川敷の清掃活動に積極的に参加します。</li> <li>◇ 河川敷へのポイ捨て、不法投棄は絶対にしません。</li> </ul>
<p>富雄川や農地、山林など生物の生息・生育環境の保全に向けて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 富雄川や矢田丘陵の自然環境を保護するための活動に積極的に参加します。</li> <li>◇ 化学肥料や農薬の使用は極力控え、使用する際は適正な量を使用するよう努めます。</li> </ul>
<p>良好な住環境の維持に向けて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 近所迷惑となるような過度な騒音は出しません。</li> <li>◇ 地域の清掃など、周辺環境の美化活動に参加します。</li> <li>◇ 身近な空間に花や緑を増やす活動に参加します。</li> </ul>
<p>歴史的・文化的なまち並みの保護、活用に向けて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域の歴史・文化に触れ、親しむことで地域への愛着を育てます。</li> <li>◇ 歴史的・文化的資源を保存する活動に参加し、地域の歴史・文化を次世代に継承していきます。</li> </ul>



## (5) 中央部地区

### ① 中央部地区の特性



中央部地区のため池と農地



筒井順慶城跡

- 地区の北側を中心に点在する農地やため池、東端を南流する佐保川は、地区の景観を形成する重要な要素であるほか、野鳥の飛来地になっているなど、生物多様性にとっても重要な役割を有しています。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・ 農業の保護・活性化
- ・ 佐保川沿いやため池等の水辺環境の美化促進
- ・ 佐保川や農地など生物の生息・生育環境の保全

- 地区の南側には筒井町など多くの市民が生活する地域が広がっています。また、農地が多い地区でもあり、北部には水田とその中に点在する集落やため池などから構成される田園風景が広がっています。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・ 良好な住環境の維持

- 筒井地区には筒井順慶にまつわる史跡が現存しているほか、北部地区と隣接する地域には金魚の養殖池が点在するなど、地域を特徴づける歴史的景観が点在しています。

#### より良い環境の形成に向けて・・・

- ・ 歴史的・文化的資源の保護、活用

② 中央部地区の地区別環境配慮行動指針

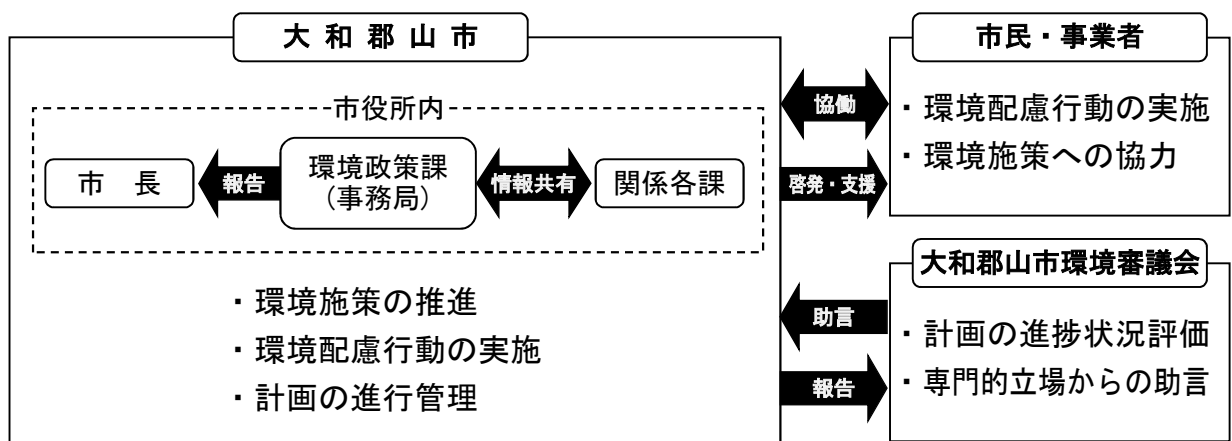
農業の保護・活性化に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 休耕地や耕作放棄地の有効活用に努めます。</li> </ul>
佐保川やため池などの水辺環境の美化促進に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 佐保川河川敷やため池など水辺環境の清掃活動に積極的に参加します。</li> <li>◇ 河川敷へのポイ捨て、不法投棄は絶対にしません。</li> </ul>
佐保川や農地など生物の生息・生育環境の保全に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 佐保川の自然環境を保護するための活動に積極的に参加します。</li> <li>◇ 化学肥料や農薬の使用は極力控え、使用する際は適正な量を使用するよう努めます。</li> </ul>
良好な住環境の維持に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 近所迷惑となるような過度な騒音は出しません。</li> <li>◇ 例外規定（農業を営むためにやむを得ないもの等）に当てはまらない野焼きは行いません。</li> <li>◇ 例外規定に当てはまる野焼きについても、一度に大量の物を燃やさないなど周辺的生活環境に配慮します。</li> <li>◇ 地域の清掃など、周辺環境の美化活動に参加します。</li> </ul>
歴史的・文化的なまち並みの保護、活用に向けて	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇ 地域の歴史・文化に触れ、親しむことで地域への愛着を育てます。</li> <li>◇ 歴史的・文化的資源を保存する活動に参加し、地域の歴史・文化を次世代に継承していきます。</li> </ul>

# 第5章 計画の推進体制と進行管理

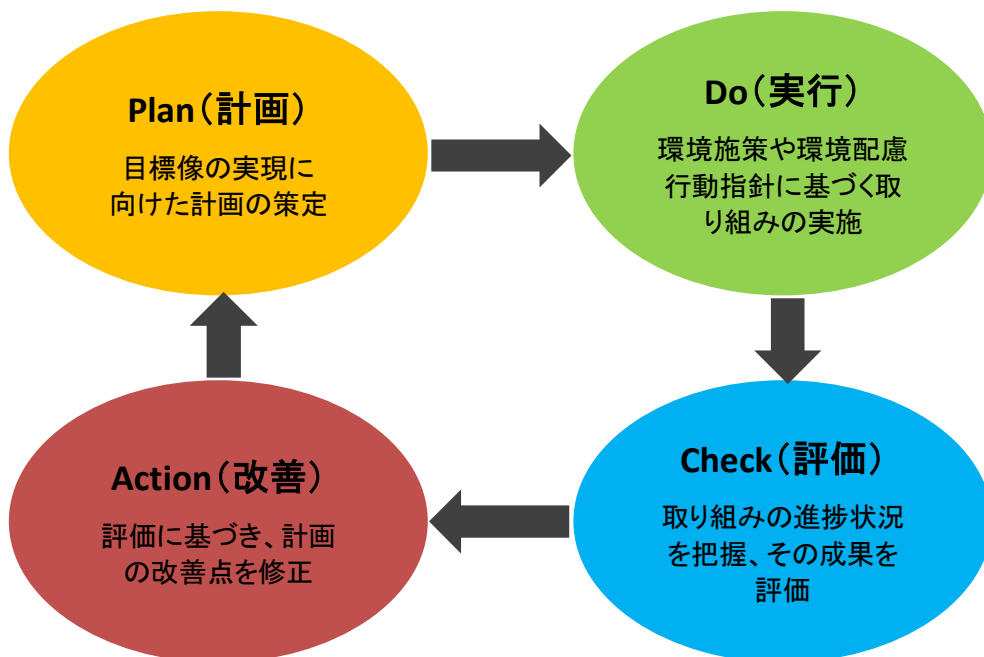
## 1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、市、市民、事業者がそれぞれが担うべき取り組みを着実に実施していく必要があります。

それらの取り組みが継続的で、実効性のあるものにするために、市、大和郡山市環境審議会、市民、事業者の役割及び関係性を以下のように定めます。



また、本計画の推進にあたり、進行管理を着実なものとするため、環境マネジメントシステムを構築して、Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）を繰り返すことにより、進捗管理を行います。



## 2. 進行管理指標

目標の進捗管理のために進行管理指標を設けます。

環境の分野	指標	現況(H28)	目標 (H39)	担当課
自然環境	自然林の保護・保全活動	実施	実施	環境政策課
	耕地面積	1,117ha	1,200ha	農業水産課
	不法投棄パトロールの実施回数	7回	10回	環境政策課
生活環境	市内 10 地点における二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> ) の環境基準達成率 (環境基準達成地点 - 環境基準未達成地点 / 10 地点 × 100)	100.0%	100.0%	環境政策課
	佐保川水系 15 地点、富雄川水系 11 地点 (合計 26 地点) における生物化学的酸素要求量 (BOD) の環境基準達成率 (環境基準達成地点 / 27 地点 × 100)	100.0%	100.0%	環境政策課
	道路に面する地域の騒音環境基準達成率	98.6%	100.0%	環境政策課
	公共下水道の普及率	94.2%	100.0%	下水道推進課
	クリーンキャンペーン参加者数	48,820 人	50,000 人	清掃センター
	巨木・老樹調査	実施	実施	環境政策課
	文化財 (観光) ガイド数	36 人	45 人	地域振興課
地球環境	市の事務事業による温室効果ガス総排出量の削減率 (平成 25 年度比)	9.7%	16.0%	環境政策課
	固定買取制度における再生可能エネルギー導入容量 (新規認定分 + 移行認定分)	18,543kw	20,000kw	環境政策課
	市民 1 人 1 日あたりのごみ排出量 (総ごみ排出量 ÷ 365 日 ÷ 年度末人口)	1,192g	1000g	清掃センター
	リサイクル率 (総資源化量 ÷ 総ごみ排出量)	10.3%	25.0%	清掃センター
参加・協働環境	「風とんぼ」利用者数	11,755 人	13,000 人	生涯学習課
	市の環境関連ホームページアクセス数	4,360 アクセス	5,000 アクセス	環境政策課

# 資料編

- 資料 1. 計画策定までの経緯
- 資料 2. 大和郡山市環境審議会委員名簿
- 資料 3. 大和郡山市環境基本条例
- 資料 4. 用語解説

## 資料 1. 計画策定までの経緯

年月	内容
平成 28 年 9 月 15 日～30 日	「環境に関する意識調査（市民・事業者・学生）」の実施
平成 29 年 2 月 24 日	大和郡山市環境審議会 環境基本計画（第二次）の中間報告
平成 29 年 8 月 25 日	大和郡山市環境審議会 環境基本計画（第二次）素案について審議
平成 30 年 1 月 12 日～26 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 2 月 26 日	大和郡山市環境審議会 環境基本計画（第二次）の最終報告

## 資料 2. 大和郡山市環境審議会委員名簿

役職	氏名	所属等	選出区分
会長	木村 優	奈良学園大学客員特別教授	有識者
副会長	新宅 教頭	（社）大和郡山市医師会理事	
	藤本 好信	大和郡山市校園長会会長	
	高谷 國弘	大和郡山市校園長会副会長	
	立石 猛	大和郡山市商工会副会長	商工団体
	吉川 史子	大和郡山市商工会女性部副部長	
	白井 輝幸	昭和工業団地協議会会長	
	廣岡 潤一	奈良県農業協同組合 治道支店支店長	農業団体
	上田 和佐子	奈良県農業協同組合 郡山支店副支店長	
	北門 勇氣	（社）大和郡山青年会議所理事長	市民団体
	磯 三男	やまと郡山環境を良くする市民の会会長	
	二宮 新平	やまと郡山環境を良くする市民の会副会長	
	亀岡 静代	郡山女性ネットワーク会長	
	児島 眞佐子	NPO法人動物を守る奈良県民の会	
	馬場 萌	シニアリーダー会会長	青年層

## 資料 3. 大和郡山市環境基本条例

### 目次

- 第1章 総則(第1条—第6条)
- 第2章 環境の保全等に関する基本的施策等(第7条—第9条)
- 第3章 環境の保全等に関する施策(第10条—第17条)
- 第4章 地球環境の保全に関する施策(第18条)
- 第5章 推進体制の整備(第19条)
- 第6章 環境審議会(第20条)

#### 附則

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、大和郡山市における環境の保全と創造(以下「環境の保全等」という。)について、基本となる理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、環境の保全等に関する基本的事項を定めることにより、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に及ぼす影響が、環境の保全上の支障となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染又は野生生物種の減少その他の地球全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全をいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭等により、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産、動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生じることをいう。

##### (基本理念)

第3条 環境の保全等は、健全で恵み豊かな環境が、市民の健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできないものであることを考慮し、現在及び将来の市民が、この恵沢を享受することができるよう適切に行うものとする。

2 環境の保全等は、市、市民及び事業者それぞれの責務に応じた公平な役割分担及びこれらの者の協働のもとに、自主的かつ積極的に行うものとする。

3 環境の保全等は、環境への負荷を可能な限り低減することにより、人と自然とが共生できる循環型社会が構築されることを旨として行うものとする。

4 地球環境の保全は、人類共通の重要課題であるとともに、人の通常の諸活動が地球環境に影響を及ぼすものであることから、すべての事業活動及び身近な日常生活において自主的かつ積極的に推進するものとする。

##### (市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全等の基本理念(以下「基本理念」という。)に従い、市の区域の自然的社会的条件等に応じた総合的かつ計画的な環境の保全に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たり、国及び他の地方公共団体等と連携を図り、その推進に努めるものとする。

##### (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念に従い、日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

##### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に従い、物の製造、加工又は販売その他事業活動(以下「事業活動」という。)を行うに当たり、その事業活動による公害の発生を防止するとともに、地球環境の保全のために必要な措置を講じるものとする。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その事業活動から生じる一切の廃棄物について、適正な処理が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全等に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全等に関する施策に協力するものとする。

#### 第2章 環境の保全等に関する基本的施策等

##### (施策の策定等に係る方針)

第7条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たり、次の各号に掲げる事項を基本的な方針とし、各種の施策の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行うものとする。

- (1) 人の健康が保護され、環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生物の多様性の確保が図られるとともに、農地及び水辺地帯における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれるとともに、地域の歴史的文化的特性を活かした快適な環境が創造されること。
- (4) 廃棄物の減量及び適正な処理が進められ、資源の循環的な利用が促進されるとともに、エネルギーの有効利用が図られること。
- (5) 地球の温暖化の防止、オゾン層の破壊の防止等の地球環境の保全に貢献すること。

##### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、大和郡山市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全等に関する長期的な目標及び施策の方向

- (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たり、市民及び事業者の意見を反映させるため必要な措置を講じるとともに、あらかじめ、第20条第1項に規定する大和郡山市環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。  
(環境の状況等の公表)
- 第9条 市長は、環境の状況及び環境の保全等に関して講じた施策に関する報告を定期的に作成し、市民に公表しなければならない。
- 第3章 環境の保全等に関する施策  
(市の施策の策定等にあたっての配慮)
- 第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施する場合は、環境基本計画との整合性を図り、環境の保全等について配慮するものとする。  
(環境影響評価の推進)
- 第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たり、あらかじめその事業が及ぼす環境への影響について、自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、環境の保全等に関して適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講じるよう努めるものとする。  
(規制的措施等)
- 第12条 市は、環境の保全等を図るため必要があると認めるときは、関係行政機関と協議し、必要な規制の措置を講じるものとする。
- 2 市長は、環境の保全等の確保について、必要に応じて利害関係者と協議し、指導及び助言等の措置を講じることができる。  
(環境の保全等に関する教育及び学習の振興等)
- 第13条 市は、市民及び事業者が環境の保全等についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲が増進されるよう、環境の保全等に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講じるものとする。  
(民間団体等の自発的な活動の促進)
- 第14条 市は、市民及び事業者、又はこれらの者が組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が前条に定める活動を自発的に行うことができるよう必要な措置を講じるものとする。  
(情報の提供)
- 第15条 市は、前2条の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他環境の保全等に関する情報を提供するよう努めるものとする。  
(調査研究の実施)
- 第16条 市は、環境の保全等に関する施策を策定し、適正に実施するため、必要な調査研究を行うものとする。  
(監視等の実施)
- 第17条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視又は測定等を行うよう努めるものとする。
- 第4章 地球環境の保全に関する施策
- 第18条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の破壊の防止等の地球環境の保全に資する施策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制、緑地の保全等に関する施策の実施並びに必要な措置を講じるよう努めるものとする。
- 2 市は、前項の施策を推進するに当たり、国及び他の地方公共団体等と協力することにより、広域的な取組みを図るよう努めるものとする。
- 第5章 推進体制の整備
- 第19条 市は、環境の保全等に関する施策を総合的に推進するため、必要に応じた体制の整備に努めるものとする。
- 2 前項において整備された体制は、自然的社会的条件等の変遷に応じて適宜見直しを図るよう努めるものとする。
- 第6章 環境審議会
- 第20条 環境基本計画の策定や変更、環境の保全等に関する基本的事項について調査又は審議を行う機関として、大和郡山市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査又は審議する。
- (1) 環境基本計画に関すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全等に関し必要な事項
- 3 審議会は、委員16人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- (1) 学識経験者
  - (2) 関係団体の代表者
  - (3) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。
- 附 則  
(施行期日)
- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
  - 2 大和郡山市の非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年11月大和郡山市条例第24号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略



## 資料 4. 用語解説

### 【あ行】

#### ISO14001

国際標準化機構（ISO）により定められた環境マネジメントシステムに関する規格。環境マネジメントシステムとは、企業や団体等の組織が環境方針、目的・目標等を設定し、その達成に向けた取り組みを実施するための組織の計画・体制プロセス等のこと。ISO14001 自体には、法的拘束力はなく規格に沿った取組をするかどうかは、企業の自主的な判断に委ねられている。

#### エコアクション 21

環境への取り組みを効果的、効率的に行うことを目的に、環境に取り組む仕組みを作り、取り組みを行い、それらを継続的に改善し、その結果を社会に公表するための方法について、環境省が策定したガイドライン。

#### エコステージ

中小事業者でも導入しやすい環境マネジメントシステムとして作成されたもので、環境経営システムの構築及び運用を支援する制度。中小規模の組織でも資金面の負担を抑え、組織の体力に応じてスタートできる導入レベル（エコステージ 1）から、環境報告書などによる情報開示などを取り込んだ高度なレベル（エコステージ 5）まで、さまざまな水準に対応でき、また順次ステージ・アップしていくこともできる。

#### エコドライブ

燃料の使用量を抑える燃費のよい運転方法。ふんわりアクセル、加速・減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、アイドリングストップ、不要な荷物は降ろすことなどを実行することにより、燃料を節約することができる。

#### 温室効果ガス

地球温暖化の原因とされ、太陽の日射を受けて暖められた地表面が放つ赤外線を吸収し、その一部を再放射することで気温上昇を起こす原因となる気体。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）、フロン類（ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三フッ化窒素（NF<sub>3</sub>））が規定されている。

### 【か行】

#### 環境学習

地球環境保全、公害の防止、自然環境の保護・整備その他の環境の保全についての理解を深めるために行われる教育・学習。

## 環境基準

「環境基本法」に基づく、環境保全行政上の目標。人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準が定められている。なお、ダイオキシン類に関しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染の環境基準が定められている。

## 環境保全型農業

可能な限り環境に負荷を与えない（または少ない）農業、農法のこと。農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式の総称。

## 環境マネジメントシステム

環境問題に対する取組を計画的に行い、企業等の経営にあたって環境への負荷を管理・低減するための仕組み。

## 環濠集落

周囲に堀をめぐらせた集落のこと。水稻農耕とともに大陸からもたらされた新しい集落の境界施設と考えられている。中でも稗田町に現存する稗田環濠集落は、大和の環濠の代表例として知られ教科書などでも紹介されている。

## 金魚資料館

新木町にある金魚に関する資料館。原種や貴重種など約 40 種類の金魚が展示されている。

## 金魚ボックス

柳町商店街の一角に設置されている「金魚が泳ぐ電話ボックス」。実物大の電話ボックスに金魚が遊泳している不思議な光景は、マスコミなどでも取り上げられ、市内外から多くの見物客が訪れる。

## グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動の総称。

## KES・環境マネジメントシステム・スタンダード

「京のアジェンダ 21 フォーラム」が作成した中小事業者向け環境マネジメントシステムで、ISO14001 要求項目を一部簡素化し取り組みやすくしたもの。

## 【さ行】

### 市街化調整区域

都市計画によって定められた、市街化を抑制すべき区域のこと。同区域内では原則的に宅地造成などの開発行為が禁じられている。

### 下ツ道

7 世紀中ごろに飛鳥・藤原京と平城京を繋ぐ大道として整備された街道。現在はかつての道路敷の一部が寺川などの河道に利用されている。

## 昭和工業団地

市の南部にある奈良県下最大規模の工業団地。

## 生産緑地地区

生産緑地法に基づき指定される市街化区域内にある農地で、公害・災害の防止、都市環境の保全などの公益的機能を有する。

## 生物化学的酸素要求量 (BOD)

水質汚濁の汚染指標の1つで、水中の微生物が一定時間内(20℃で5日間)に有機物を酸化・分解するために消費する酸素の量を示す数値。この数値が高ければ高いほど水中の有機物の量が多いことを示す。河川の汚濁をはかる代表的な指標。

## 【た行】

### 多自然型護岸

従来のコンクリートブロックで固めた護岸に対し、治水上の安全を確保しつつ動植物の生息・生育に必要な自然環境を残す工法により、生物多様性に配慮した護岸のこと。

### 地球温暖化

石油・石炭等の大量消費により、二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの排出量が大幅に増加し、地球の気温が上昇すること。防止にあたっては、特にエネルギー消費に伴う二酸化炭素の排出抑制が最大の課題となっている。

### 地球温暖化対策計画

我が国の地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するための計画。平成28年5月に閣議決定された。

### 地産地消

地域生産・地域消費(ちいきせいさん・ちいきしょうひ)の略語で、地域で生産された様々な生産物や資源(主に農産物や水産物)をその地域で消費すること。

### 低公害車

大気汚染物質の排出が少なく、環境への負荷が少ない自動車。電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車など。

## 【な行】

### 奈良県版レッドデータブック

奈良県内に生息する希少な野生動植物に加え、希少性以外の観点で選定された重要な野生動植物や植物群落の分布や生態などの情報を記載した図書。平成18年3月に脊椎動物編(哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、魚類)、平成20年3月に植物・昆虫類編が発刊された。

### 二酸化硫黄 (SO<sub>2</sub>)

硫黄を含む燃料の燃焼などにより発生する。呼吸器への悪影響があり、環境基準が定められている。

## 二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>)

物の燃焼に伴い必然的に発生する大気汚染物質で、自動車や工場からの排出が多い。高濃度になると呼吸器への影響があり、環境基準が定められている。

## 【は行】

### パーク・アンド・ライド

出発地からは自動車を利用し、途中で電車やバスなどに乗り換えて目的地まで移動する方式。都市の中心部や観光地の交通混雑を緩和するために行われる。

### パリ協定

気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) において採択された、地球温暖化対策に関する 2020 年以降の新たな国際枠組み。すべての加盟国が自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5 年ごとにその目標をさらに高めることなどが合意された。

### ビオトープ

ドイツ語の生物を意味する bio と場所を意味する top の合成語で、野生生物が共存共生できる生態系を持った場所。近年では、都市その他の地域の植物、小動物、昆虫、鳥、魚などが共生できる生物生息空間を保全、創出または復元した場所としてとらえられるようになっている。

### フロン排出抑制法

オゾン層破壊や地球温暖化の原因となるフロン類 (クロロフルオロカーボン (CFC)、ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)) の大気中への放出を抑制するため、フロンの使用を減らすとともに、製造、廃棄のすべての過程において漏洩を防止し適切に回収・破壊・再生を行うことなどを定めた法律。平成 27 年度にフロン回収破壊法が改められ新たに施行された。

### フロン類

炭素と水素の他、フッ素や塩素や臭素などハロゲンを多く含む化合物の総称。場合によって指す物質の範囲は異なる。冷媒や溶剤として 20 世紀中盤に大量に使用されたが、オゾン層破壊の原因物質ならびに温室効果ガスであることが明らかとなり、今日ではモントリオール議定書をはじめ様々な国際協定・法律によって、先進国を中心に使用には大幅な制限がかけられている。

# 大和郡山市環境基本計画（第二次）

平成30年4月 発刊

---

大和郡山市環境政策課

〒639-1198 大和郡山市北郡山町248番地の4

TEL：0743-53-1151

FAX：0743-55-4911

---

